心から愛せる神奈川をめざして

外国籍県民かながわ会議 (第3期) 最終報告

2004 (平成 16) 年 10月

かながわけんちじ まつざわ しげふみ さま神奈川県知事 松沢 成文 様

がいこくせきけんみん 外国籍県民かながわ会議 いいんちょう きむ じょんふぁ 委員長 金 正 和

がいこくせきけんみん かいぎ だい き さいしゅうほうこく外 国籍県民かながわ会議(第3期)最 終報告について

わたくし だい きがいこくせきけんみん かいぎ くに ちいき めい いいん こうせい 私 たち第 3 期外 国籍県 民かながわ会議は、14の国・地域の20名の委員により構成され、<math>2002年11月にスタートしました。 2年間の任期 中 に16回の会議のほか、6回のよびかいぎ よこはまやまてちゅうかがっこう けんがくかい おこな 予備会議や横浜山手中 華学 校の見 学会などを 行 いました。

かいぎ しんぎないよう たき しゃかいせいかつおよ きょういくぶんか ぶかい せっち 会議では、審議内容が多岐にわたるため、社会生活及び教 育文化の2つの部会を設置 みぢか もんだい くに ほうせいど かながわけん ざいじゅう がいこくせきけんみんし、身近な問題から国の法制度にかかわることまで、神奈川県に在 住する外国籍県民 ひころ かん はばひろ はな あとして、日頃から感じていることを幅広く話し合いました。

ah がっ 2003年11月には、NGOかながわ国際協 力会議との合同会議を開催し、お互いの きょうぎないよう ほうこく いけんこうかん おこな 協議内容を報告し意見交換を行いました。

さらに、2004年 5 月に開催されました「あーすフェスタかながわ2004」において、第 1 期、第 2 期及び第 3 期の委員の有志の皆さんと合同で「外国籍県民フォーラム」を かいさい 別催し、外国籍県民かながわ会議のこれまでの実績や今後の可能性について話し合い ました。また、来 場された学識経験者など多数の方々から貴重なアドバイスや意見を を聞くことができました。

そして、この度、2年間にわたる協議の結果を最終報告としてとりまとめ、是非とも、施策化してほしい事項などについて提言しております。また、第1期及び第2期のでいけん提言のうち、さらなる取組が必要と思われる事項についても意見としてまとめました。

わたくし 私 たちは、出 身 国・地域の違いがあっても、同じ神奈川県に住む外 国籍県民として、住みやすい神奈川を望む気持ちは皆同じです。これらの提 言や意見を、県 内に住む150を超える国・地域、14万9千人を超える外 国籍県民の共 通の願いとしてお聞きはなけいただき、県 政に反 映くださるよう御尽 力をお願い致します。

目 次

1	s じ ていげん 知事への提言	
(1)	ていげん はいけい けいい	
(2)	ていげんこうもくいちらん	
(3)	じゅうてんてきていげん	
(3)	/ <u>単</u> ホーリコル ロ がいこくせきけんみん そうごうそうだんまどぐち せっち	
(4)	○ 外国籍県民のための総合相談窓口の設置について	
(4)) 社 会生 活部会からの提 言 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	けんせい さんか	
	○ 県 政への参加について	
	○ 地域交 流の促 進について	
(5)) 教育文化部会からの提言	
	○ 外国人学校について	
	○ 生徒の進路に関する支援について	
	○ 母語等の学 習について	
	こうぶんしょ せいれきひょうき 〇 公文書の西暦表記について	
	たぶんかりかい すいしん 〇 多文化理解の推 進について	
2	だい きいいん いけん 第3期委員からの意見	
3	ていげんいがい きょうぎ ていぁん じこう 提 言以外で協 議・提 案された事項	
4	とりくみ きたい だい きかいぎ ていげん さらなる取 組を期待する第1期会議の提 言	
5	とりくみ きたい だい きかいぎ ていげん さらなる取 組を期待する第2期会議の提 言	
-		
6	かいぎかつどうじょうきょう 会議活動状 況	
,	A BX /L 30 /V //L	
7	さんこうしりょう 参 考資 料	
	ジ ち貝 AT H	
•	じっこういいん かいへん	
	実行委員会編) がいこくせきけんみん。 かいぎせっちょうこう	
	外国 籍県 民かながわ会議設置要 綱	
•	外国 籍県 民かながわ会議運 営要 領	
	いいん めいぼ	
8	委員名簿	

1 知事への提言

tuff はいけい けいい **提言の背景・経緯**

けんない がいこくじんとうろくしゃすう ねんねんぞうか ねん がっまつげんざい まん せんにん 県内の外国人登録者数は、年々増加し、2003年12月末現在では、14万9千人 で超え、県民の約58人に1人が外国籍県民という状 況になっています。そのなか ような中、この外国籍県民かながわ会議は1998年に設置され、外国籍県民の意見 きょうせいきんか そくしん む ひじょう まお を直 接行 政に述べることができるなど、行 政参加の促進に向けて、非常に大 かれききし せっち な役割を果たしております。また、川崎市が設置している外国人市民代 表者かいぎ おな でしょう な外国人のための会議が日本各地に設置されており、多文化 きょうせいしゃかい しょく せんこく ひろ 生 生社 会への施策は、全国に広まっています。

おたくし だい 第 1 期、第 2 期で協議された課題を念頭うぎました。 も、まずはどんなことが問題であるから見交換を 第 3 期 でもいまうがらまました。 をはいめました。 をがりまるで、協議を進めている過程において、第 3 期でもいました。 本にはないないのでは、はないのでは、はないのでは、はないのでは、はないのでは、はないのでは、は、ないないのである。とながら外国人にとっても日本人と同様に、これがいるりますが、当然のことながら外国人にとっても日本人と同様に、たいのであることは言うまでもありません。 そして、は現在しいようが、当然のことながら外国人にとっても日本人と同様に、たいののととなりますが、当然のことながら外国人にとっても日本人と同様に、たいのと要ならずが、当然のことながら外国人にとっても日本人と同様をした。教をはいるうふがけっであることは言うまでもありません。そして、は現在しいようなが、国籍県民が抱えている問題は、まさしくその基本となる住居、医療、教を見が抱えている問題は、まさしくその基本となるを書では、というが、またなり、第 3 期でいばんで、第 3 期でいばんで、 ながいのである。 とはきばんがり、第 3 期でいばんで、 ながいのでは、 はもばいのでは、 は、 ままうぎょうないであり、 第 3 期でいばんで、 ながいるものは、 生いかって協議を 行いました。 詳細につきましては、 提言のでとなる基本的なことに過ぎません。

とに過ぎません。
日本における外国人問題が、単に外国人の問題ではなく、実は日本人自身のもんだい
問題であるように、神奈川における外国人問題も、同様に神奈川県民自身の問題であることは明白であります。このことからも、私たちがここに取り上げました。
たまりは、日本人にとっても住みやすい神奈川につながるものであり、日本人、かながわた。
外国人にかかわらず、「心から愛せる神奈川をめざして」、委員全員で協議し合い提言としてまとめました。

(2) 提言項目一覧

● **重** 点 的提言

でいげん がいこくせきけんみん がいこくせきけんみん そうごうそうだんまどぐち せっち提言 1 外国 籍県 民などによる外国 籍県 民のための総 合相 談窓 口を設置する。 ていげん けん しちょうそん かんけいしょきかん そうごうそうだんまどぐち じょうほうていきょう おこな そうごうそうだんまどぐち 提言 2 県や市町村、関係諸機関は総合相談窓口に情報提供を行い、総合相談窓口じょうほうていきょうきのう しえんの情報提供機能を支援する。

● 社会生活部会からの提言

じょうほうていきょう **O 情 報提 供について**

O 県 政への参加について

ていげん えいじゅうがいこくじん ちほうさんせいけん ふょ くに ょうせい 提言4 永 住外国人に地方参政権を付与するよう国に要請する。
ていげん じゅうみんとうひょうせいど そうせつ ばあい えいじゅうがいこくせきけんみん じゅうみんとうひょうけん 提言5 住 民投 票制度を創設する場合には、永 住外国籍県民にも住 民投 票権をふょ 付与する。

ちいきこうりゅう そくしん **小域交 流の促進について**

ていげん がいこくせきけんみん けんみんいしき つよ も せっきょくてき ちいき こうりゅうかつどう さんか 提言 6 外国 籍県 民が県 民意識を強く持って、もっと積 極 的に地域の交 流活 動に参加 できる環 境を整備するために、地域コミュニティの場としての自治会、町 内会及び子ども かい たい けいはつ まこな しちょうそん ようせい 会に対する啓発を行うよう市町村に要請する。 ていげん がいこくせきけんみん ちいきかつどう さんか そくしん がいこくせきけんみん かいさい 提言 7 外国 籍県 民による地域活動への参加を促進するため、外国 籍県 民とともに開催

提言7 外国籍県民による地域活動への参加を促進するため、外国籍県民とともに開催けんないかくち てんかい がいこくせきけんみん ちいき かっどう せっきょくてき さんか するイベントを県内各地で展開するなど外国籍県民が地域の活動に積極的に参加できるような方策を検討する。

きょういくぶんかぶかい ていげん **教 育文化部会からの提 言**

がいこくじんがっこう O 外国人学校について

ていげん 提言8 がいこくじんがっこう きふ ぜいせいじょう ゆうぐう はか せっちほうじん とくてい外国人学校への寄附について税制上の優遇を図るため、その設置法人を特定 こうえきぞうしんほうじん ひと みと くに ようせい 公 益増 進法 人として等しく認めるよう国に要請する。

〇 生徒の進路に関する支援について

ていげん がいこくせき せいと ほごしゃ たいしょう こうこうしんがく せつめい そうだん きかい 提言 9 外国籍の生徒や保護者を対 象に高校進学などについて説明や相談をする機会を もう ちゅうがっこう こうとうがっこう がいこくせきせいと しんろ かん じょうほうていきょう じゅうじっ設け、中学校や高等学校での外国籍生徒への進路に関する情報提供を充実させる。

ぼごとう がくしゅう母語等の学 習について

ていげん ざいにちがいこくじん しゅ かんこく ちょうせんじん きょういく きほんほうしん ぼ ごとう提 言 10 「在 日外 国 人(主として韓 国・朝 鮮人) にかかる教 育の基本方 針」に母語等 がくしゅう かん きさい くわ かくりつ かてい ほごとう がくしゅうきかい あたの学 習に関する記載を加え、アイデンティティを確立する過程で母語等の学 習機会を与 しえん えられるよう支援する。

ていげん がいこくせきじどう せいと もんだい たいおう ほこそうだんいん お提言11 外国籍児童・生徒の問題に対応できる母語相談員を置く。 ていげん こうりつとしょかん がっこう としょしつ がいこくご としょ じゅうじつ 提言 12 公立図書館や学校の図書室に外国語の図書を充 実させる。

〇 公文書の西暦表記について

ていげん けんりつがっこう そっきょうしょうしょ こうぶんしょ げんごう もち がいこくせきけんみん 提言13 県立学校では卒 業証 書などの公文書に元号が用いられているが、外国籍県民 や せいれき ひょうき もち けんとう に分かり やすくするため、西暦を併記するなど西暦による表記を用いることを検討する。

た ぶんかりかい すいしん **多文化理解の推 進について**

ていげん じどう せいと たぶんかりかい すす がいこくせきけんみん がっこうきょういく さんか提言 14 児童・生徒の多文化理解を進めるために、外国籍県民の学校教 育への参加や がいこくじんがっこう こうりゅう と く けんしゅう じゅうじつ きょういん たぶんか 外国 人学 校との交 流などに取り組むとともに、研 修の充 実などにより教 員の多文化 りかい 理解を進める。

じゅうてんてきていげん (3) 重 点 的提言

外国 籍県 民のための総 合相 談窓 口の設置について

ていげん 提 言 1 がいこくせきけんみん がいこくせきけんみん そうごうそうだんまどぐち せっち 外国 籍県 民などによる外国 籍県 民のための総 合相 談窓 口を設置する。 τ いげん けん しちょうそん かんけいしょきかん そうごうそうだんまどぐち じょうほうていきょう おこな そうごうそうだんまどぐち 提言 2 県や市町村、関係諸機関は総合相談窓口に情報提供を行い、総合相談窓口 じょうほうていきょうきのう しえん情 報提 供機能を支援する。

はいけい (理由・背景)

げんざい けん しちょうそん がいこくせきけんみん そうだんまどぐち せっち そうだんないよう現 在、県や市町村には外国 籍県 民のための相 談窓 口が設置されているが、相 談内 容が the that the section with the section within the section with the section with the section with the sectio じょうきょう い いるばかりとは言えない状況にある。

いけん いなどの意見もある。

いっぽう だい き ていげん はんえい ほっそく にんいだんたい がいこくじん 一方、第1期の提言を反映し発足した任意団体の「かながわ外国人すまいサポートセン たい き ていげん はんえい いりょうつうやく はけん けん きょうどう おこな みっく ター」や、第1期の提言を反映した医療通訳の派遣を県と協 働で行う「MICかながわ」 がいこくせきけんみん しゅたいは、行 政と連携を図ってはいるが、運営はNPOや外国籍県民などが主体となっており、 しんみ たいおう そうだんしゃ その親身な対応が相談者のニーズにマッチしているようである。そのため、すまいサポート

でいた。 はいったく しん にいった ここの にいった はいった ここの にゅうたく ここの にゅうたく ここの にょう にゅうたく ここの にょう にゅうさん ここの ここの にょう はって にゅうきょ いりょう きょういく しゅうぎょう ふくし ほうりっか 国籍県 民が日本で生活する上で、住居、医療のほかに、教育、就業、福祉、法律 こまざま ぶんや かいこくせきけんみん たちばた しんみ たいおう おこな そうだんまどぐち たいなどの様々な分野において、外国籍県民の立場に立った親身な対応を行う相談窓口に対

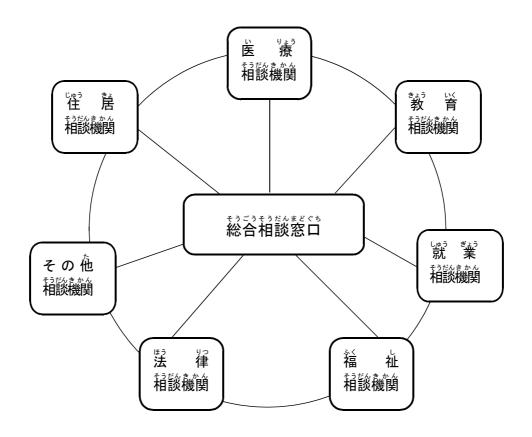
ひじょう ゃく た非常に役に立つものとなる。

そうごうそうだんまどぐち にほん せいかつ な がいこくせきけんみん がいこくじん かか もんだい くわ 総合相談窓口では、日本での生活に慣れた外国籍県民や外国人の抱えている問題に詳 にほんじん そうだん あ まどぐち うんえい がいこくせきけんみん にほんじん きょうりょく しい日本人が相談に当たることとし、窓口の運営についても外国籍県民が日本人と協 力

まどぐち せっち きゅうむ 窓口の設置は急務である。

そうだんまどぐち がいこくせきけんみん にほん あんしん ゆた せいかつ いとな うえ かまた、相談窓口とともに、外国籍県民が日本で安心して豊かな生活を営む上で欠かせ にはん せいど し にほん きょうせい てきせつないものが情 報である。日本の制度やルールを知り、日本人と共 生していくためにも、適 切 じょうほうていきょう ひじょう じゅうような情 報提 供は非常に重 要である。

げんざい けん しちょうそん かんけいしょきかん さまざま さっし さくせい がい現在、県や市町村をはじめ、関係諸機関は様々なパンフレットや冊子などを作成し、外 国籍県民に情報を提供している。しかし、残念なことに、どこにどんな情報があるのか、 がいこくせきけんみん し し じゅうぶん かつよう 外国 籍県 民にはあまり知られておらず、せっかく作成したパンフレットなどが十 分に活 用 されているとは言えない。



はんない がいこくせきけんみん む さまざま じょうほう はあく がいこくせきけんみん このようなことから、県内の外国 籍県 民向けの様々な情 報を把握し、外国 籍県 民から たょう と あ じょうほうていきょう そうごうそうだんまどぐち きのう じゅうじっ の多様な問い合わせに応じて情 報提 供できるよう、総合相談窓口の機能を充 実させる ひっょう 必要がある。

さまざま そうだん そうごうてき そうだんまどぐち じょうほうていきょう きのう か このように、様々な相談ができる総合的な相談窓口が情報提供の機能を兼ねること がいこくせきけんみん たいせい かくりつ かんが により、外国籍県民をサポートする体制が確立すると考えられる。

社会生活部会からの提言

じょうほうていきょう **情 報提 供について**

がいこくじんとうろくじ がいこくせきけんみん にちじょうせいかつ おく さいていげんひつよう じょうほう外国人登録時に、外国籍県民が日常生活を送るうえで最低限必要な情報(ル ていげん 提 言 3 ・ cont to the content of the conte ていきょう カムキット」を提供する。

はいけい (理由・背景)

がいこくせきけんみん がいこくせきけんみん ふ じゃいき ちいき じょうほう ちず あんない じょうほう 外国 籍県 民はルビ振りやローマ字併記をした地域の情 報、地図、サービス案 内の情 報 からまう しちょうそん すす しょうさい じょうほう ていきょう を必要としている。市町村によっては進んで詳 細な情 報を提 供してくれるところもあれ

ることによって、外国 籍県 民はそうした情 報を確 実に入 手できるようになる。

なお、「ウェルカムキット」の作成に当たっては、まず最初にお試し版を作成して配布を あと がいこくせきけんみん いけん ふ こうかてき かいぜん した後に、外国 籍県 民などの意見を踏まえながらより効果的なものに改 善していく。 いけん

けんせい 県 政への参加について

えいじゅうがいこくじん ちほうさんせいけん ふょ くに ようせい 永 住外国人に地方参政権を付与するよう国に要請する。 提 言 4 じゅうみんとうひょうせいど そうせつ ばあい えいじゅうがいこくせきけんみん じゅうみんとうひょうけん 住 民投 票制度を創設する場合には、永 住外国籍県民にも住 民投 票権を 提 言 5 えょ 付与する。

りゆう はいけい (理由・背景)

(理田・育 京) かながわけん がいこくせきけんみん けんせいきんか すいしん い ちいきしゃかい きんかく神奈川県は、外国 籍県 民の県 政参加を推 進し、ともに生きる地域社 会づくりへの参 画 がいこくせきけんみん かいぎ せっち めい がいこくせきけんみん さんかを進めることを目的として、外国 籍県 民かながわ会議を設置し、20名の外国 籍県 民が参加している。また、かながわ国 際施策推 進指針では、「外国 籍県 民とともに生きるしくみづくしきく ほうこう ちほうきんせいけん かくりっ む とりく がいこくせきけんみん り」を施策の方向とし、「地方参政 権の確立に向けた取組み」など「外国 籍県 民にかかわる ほうりつ せいど かいぜん む とりく

ちほうさんせいけん ふよ がいこくせきけんみん おな ちいきじゅうみん よいき するものであり、地方参政権の付与は、外国籍県民も同じ地域住 民として、より良い地域

するものであり、地方参政権の付与は、外国 籍県 民も同じ地域住 民として、より良い地域 きょうせいしゃかい じっぱん ふかけっ 社 会づくりに参 画し、共 生社 会を実 現するために不可欠なものである。 げんざい がいこくせきけんみん せんきょけん あた けんぎかい ぎいんていすう き けんじんこう 現 在、外国 籍県 民には選挙権が与えられていないが、県議会の議員定 数を決める県人口がいこくせきけんみん ふく かながわけんぎかいおよ けんか しちょうそんぎかい ちほうには外国 籍県 民も含まれている。神奈川県議会及び県下のすべての市町 村議会は、地方さんせいけん かくりっ かん いけんしょとう ぎけっ どうょう ぎけっ ぜんこく ぎかい こ 参 政権の確立に関する意見書等を議決しているほか、同様の議決は、全国で1,500議会を超 えている。

かんてん かながわけん えいじゅうがいこくじん ちほうさんせいけん ふょ ほうかいせい くに ようせいこう した観点から、神奈川県が永 住外国人に地方参政権を付与する法改正を国へ要請 #, ** することを求める。

いっぽう きんねん ちいき じゅうようじこう ちょくせつじゅうみん いけん はんえい じゅうみんとうひょうせいど せっち 方、近年、地域の重要事項に直 接住 民の意見を反映させる住 民投 票制度の設置 いっぽう ぜんこく ひろ すで じゅうみんとうひょうせいど しこう じちたい おお がいこくせき が全国で広がっている。既に、住 民投 票制度を施行している自治体の多くでは、外国籍

じゅうみん とうひょうしかくしゃ みと げんざい かながわけん じゅうみんとうひょう せいど 住 民が投 票資格者と認められている。現在、神奈川県には住 民投 票の制度はないが、こんご かながわけん せいどか けんとう ばあい けんみん たょう かちかん はんえい しく 今後、神奈川県でも制度化を検討する場合には、県民の多様な価値観を反映させる仕組みと えいじゅうがいこくせきけんみん さんか つく ぁ のぞ して、永 住外国 籍県 民も参加できるシステムを作り上げることが望まれる。

とうひょうしかくしゃ しゅつにゅうこくかんりおよ なんみんにんていほう えいじゅうしゃ ざいりゅうしかく 投票資格者については、出入 国管理及び難民認定法の永 住者の在 留資格をもって をいりゅう ものおよ にほんこく へいわじょうやく もと にほん こくせき りだっ ものとう しゅつにゅうこくかんり 在 留する者及び日本国との平和条 約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出 入 国管理

がんきょう せいび ちいき ぱ じちかい ちょうないかいおよ こできる環 境を整備するために、地域コミュニティの場としての自治会、町 内会及び子ども かいたい けいはつ おこな しちょうそん ょうせい 会に対する啓発を行うよう市町村に要請する。

ていげん がいこくせきけんみん ちいきかつどう さんか そくしん がいこくせきけんみん かいさい提言 7 外国 籍県 民による地域活動への参加を促進するため、外国 籍県 民とともに開催 けんないかくち てんかい がいこくせきけんみん ちいき かっとう せっきょくてき さんか するイベントを県内各地で展開するなど外国籍県民が地域の活動に積極的に参加できる ような方策を検討する。

りゆう はいけい (理由・背景)

はない がいこくじんとうろくしゃすう ゃく まん せんにん かくちいき まいとしかいさい 県 内の外 国 人登 録者 数 は約 14万9 千人 であるが、各地域において毎年開催されているこくさいこうりゅう こくさいこうりゅう こくさいこうりゅう こくさいこうりゅう こくさいこうりゅう こくさいこうりゅう こくこくさいこうりゅう こくこくさいこくせきけんみん ちいきこうりゅう そくしん てきせつ じょうほうていきょう ひつよう かいこくせきけんみん ちいきこうりゅう そくしん てきせつ じょうほうていきょう ひつよう かいこくせきけんみん ちいきこうりゅう そくしん てきせつ じょうほうていきょう ひつよう かいこくせきけんみん ちいきこうりゅう そくしん てきせつ じょうほうていきょう ひっよう かいこくせき かんかん 要であるが、特に

がいこくせきけんみん じちかい にゅうかい きょひ まうべいけい しかしながら、外国 籍県 民が自治会へ入 会しようとしても拒否されたり、あるいは、欧 米系 がいこくせきけんみん かんげい たい おうべいけいいがい けんみん つめ の外国 籍県 民は歓 迎されるのに対して、欧 米系以外の県 民は冷たくされたりするといった 現実がある。

みちか ちいき ぱ じちかい ちょうないかいおよ こ かい かつどう そこで、より身近な地域コミュニティの場である自治会、町 内会及び子ども会の活動にがいこくせきけんみん きんか かんきょう つく あんない がいこくせきけんみん しゅうち 外国 籍県 民が参加しやすい環 境を作り、イベントなどの案内を外国 籍県民に周知するこ

外国 精県 氏か σ 加しやすい境 現を作り、イヘントなどの条 内を介国 精県 氏に同 知りるこっと しちょうそん ょうせい ひっょう とに 努めるよう 市町 村へ要 請することが必要である。 がいこくせきけんみん ちいきしゃかい く じゅうみん じぶん ほこく ぶんか も せっきょくてき 外国 籍県 民が、地域とした 会に暮らす住 民として、自分の母国の文化を持ちながら積極的 みちか ちいき こうりゅうかつどう さんか にほんじん がいこくせきけんみんおょ がいこくせきけんみんどうしに 身近な地域の交 流活 動に参加することで、日本人と外国 籍県 民及び外国 籍県 民同士の かんが

そうごりかい すす たぶんかきょうせいしゃかい じつげん 相互理解が進み多文化共 生社 会の実 現につながると 考 えられる。 がいこくせきけんみんおよ かんけいみんぞくだんたい とう きかく うんえい ねん まいとしかいさい また、外国 籍県 民及び関係民族団体、NGO等の企画・運営により2000年から毎年開催 している「あーすフェスタかながわ」は、多文化共生社会を実現するための大変有意義なけんないかくちである。こうしたイベントは、県内各地で展開されるべきで、外国籍県民が地域のからない。 がつどう せっきょくてき さんか ほうさく けんとう ひつよう 活動にも積極的に参加できるような方策を検討する必要がある。

(5) **教 育文化部会からの提言**

がいこくじんがっこう **O 外国人学校について**

ていげん がいこくじんがっこう きふ ぜいせいじょう ゆうぐう はか せっちほうじん とくてい 提言 8 外国人学校への寄附について税制 上の優遇を図るため、その設置法人を特定こうえきぞうしんほうじん ひと みと くに ようせい 公益増進法人として等しく認めるよう国に要請する。

りゅう はいけい (理由・背景)

こうえきほうじんとう きょういくまた かがく しんこう ぶんか こうじょう しゃかいふくし こうけん た 公益法人等のうち、教 育又は科学の振興・文化の向 上、社会福祉への貢献その他のこうえき そうしん いちじる きょ ほうじん みと とくていこうえきぞうしんほうじん たい公益の増進に 著しく寄与する法人として認められている特定公益増進法人に対しては、きぎょう こじん きふ ぜいせいじょう ゆうぐうそち はか 企業や個人からの寄附について税制上の優遇措置が図られている。

なんがったいにもとうしまくしん うえ にほん ちゅうざい がいこくじん せいかつめん かんきょう 2003年4月からは、対日投資を促進する上で、日本に駐 在する外国人の生活面の環境 せいび すず かんてん おうべいけい 整備を進める観点から、欧米系のインターナショナルスクールの設置法人については、学校 きょういくほうだい じょう きてい がっこう いか じょうこう せっち がっこうほうじん どうよう教育法第1条に規定する学校(以下「1条校」という。)を設置する学校法人と同様にとくていこうえきぞうしんほうじん みと がいこくじんがっこう せっち がいこくじんがっこう せっち がいこくじんがっこう せっち がいこくじんがっこう せっち はいせいじょう ゆうぐう う じょうきょう 法人については認められず、税制上の優遇を受けられない状況となっている。

O 生徒の進路に関する支援について

ていげん がいこくせき せいと ほごしゃ たいしょう こうこうしんがく せつめい そうだん きかい 提言9 外国籍の生徒や保護者を対 象に高校進学などについて説明や相談をする機会をもう ちゅうがっこう こうとうがっこう がいこくせきせいと しんろ かん じょうほうていきょう じゅうじっ 設け、中学校や高等学校での外国籍生徒への進路に関する情報提供を充実させる。

りゆう はいけい (理由・背景)

がいこくせきせいと ほんにん てき しんろ えら せいとく ほごしゃ たいしょう 外 国籍生徒が本 人に適した進路を選ぶことができるようにするため、生徒や保護者を対 象 こうこうしんがく せつめい そうだん きかい もう しんがく しゅうしょく かん じょうほう に高 校進 学について説 明や相 談をする機会を設けるなど、進 学や就 職に関する情 報 ていきょう じゅうじつ ひつよう 提 供などを充 実する必要がある。

O 母語等の学 習について

ていげん さいにちがいこくじん しゅ かんこく ちょうせんじん きょういく きほんほうしん ぼ ごとう 提 言10 「在 日外 国人 (主として韓 国・朝 鮮人) にかかる教 育の基本方針」に母語等がくしゅう かん きさい くわ かくりつ かてい ほごとう がくしゅうきかい あたの学 習に関する記載を加え、アイデンティティを確立する過程で母語等の学 習機会を与しえん えられるよう支援する。

でいけん かいこくせきじどう せいと もんだい たいおう ほ こそうだんいん お 提 言 11 外 国籍児童・生徒の問題に対応できる母語相談員を置く。 ていけん こうりつとしょかん がっこう としょしつ がいこくご としょ じゅうじつ 提 言 12 公立図書館や学校の図書室に外国語の図書を充 実させる。

りゆう はいけい (理由・背景)

がいこくせき こ がくりつ かてい にほんご ほこ ほんにん ぞく外 国籍の子どもがアイデンティティを確立する過程で、日本語だけでなく、母語や本人が属

するとともに、つぶう すす ひつよう づくりを進める必要がある。 こ にほんご のうりょく

こ にほんご のうりょく じゅうぶん ーカマーの子どもは日本語の能 力が十 分でないことによって 生 じる教 育、差別

で記載したカードを学校で配布するよう市町村教育委員会に働きかける必要がある。 はこと がくしゅう しまらう はいふ しちょうそんきょういくいいんかい はたら ひつよう で記載したカードを学校で配布するよう市町村教育委員会に働きかける必要がある。 ほごとう がくしゅう しえん こうりつとしょかん がっこう としょしつ えいごいがい がいこくご としょ 母語等の学習を支援するため、公立図書館や学校の図書室に英語以外の外国語の図書をじゅうじつ とう うんえい ほごとう きょうしつ たい がっこう ちいき しせった 実するとともに、ボランティア等が運営する母語等の教室に対して学校や地域の施設をいける。 おいとう まいと かいほう すいしん ひつよう 開放を推進する必要がある。

せいれきひょうき こうぶんしょ 公文書の西暦表記について

ていげん けんりっかっこう そっぎょうしょ こうぶんしょ げんごう もち がいこくせきけんみん 提言13 県立学校では卒 業証 書などの公文書に元号が用いられているが、外国籍県民 けんとう に分かりやすくするため、西暦を併記するなど西暦による表記を用いることを検討する。

りゅう はいけい (理由・背景)

はんりつがっこう こうふ そっきょうしょうしょ せいと せいねんがっぴ きぼう せいれき へいき 県立学校が交付する卒業証書について、生徒の生年月日は、希望により西暦が併記されるものの、交付年月日は、慣例として元号により記載されている。 がいこくせきけんみん ぞうか ちいき こくさいか じょうきょう ふ がいこくせきけんみん カ 外国籍県民の増加など地域の国際化の状況を踏まえ、外国籍県民に分かりやすくする

ぶんしょ ないよう ょうと せいれき へいき きぼう せいれき ひょうき たいおう ために、文書の内容や用途によっては、西暦の併記や、希望により西暦で表記するなどの対応 たんとう ひつようを検討する必要がある。

多文化理解の推 進について

でいげん じどう せいと たぶんかりかい すす がいこくせきけんみん がっこうきょういく さんか 提 言 14 児童・生徒の多文化理解を進めるために、外 国籍県 民の学 校教 育への参加やがいこくじんがっこう こうりゅう と く けんしゅう じゅうじつ きょういん たぶんか 外国 人学 校との交 流などに取り組むとともに、研 修の充 実などにより教 員の多文化 理解を進める。

はいけい (理由・背景)

「多文化理解」は、他民族の文化、生活様式に対する理解と尊重から始まる。様々な文化、かんぞくとうたいりかいすす。 はいかっとうしました。 はいっとうというないでは、留学生などの外国籍県民を学校行事や総合的ながくしゅう じかん せっきょくてき さんか がいこくじんがっこう しまいこう れんけい とく 習の時間に積極的に参加させたり、外国人学校との姉妹校としての連携に取り組むな

かくだい きょういく してん た さくせい ひっょう にも拡大するなどそれぞれの教 育の視点に立ってプログラムを作成する必要がある。 きょういん たぶんかりかい すす がいこく げんご ぶんか みんぞくとう かん けんしゅう じゅうじっ 教 員の多文化理解を進めるために、外国の言語、文化、民族等に関する研 修を充 実きょういん さいよう あ ちしき けいけんとう じゅうし けんとう するとともに、教 員の採用に当たっては、これらの知識、経験等を重視することを検討する必要がある。 こと ぶんか みんぞく たい かんじゅせい

第3期委員からの意見 2

がいこくせきけんみん かいぎ じゅうじつきょうか 外国 籍県 民かながわ会議の充 実強 化について

- がいこくせきけんみん かいぎ じむきょくきのう きょうか はか外国 籍県 民かながわ会議の事務局機能の強 化を図る。
- けんない ちいき こくさいか かか じぎょう せっきょくてき かっよう 県内の地域の国際化に係る事業を積極的に活用する。 がいこくせきけんみん かいぎ けいけんしゃ れんけいきょうか はか 外国籍県民かながわ会議の経験者との連携強化を図る。

りゅう はいけい (理由・背景)

ほんかいぎ ねん だい き げんざい だい き いた いいん にんき ねん 本会議は1998年に第1期がスタートし、現 在の第3期に至っている。委員の任期は2年で、 本会議は1990年に第1別がイクートし、先任の第3別に至っている。安貞の任別は2年で、 $\frac{1}{2}$ は、 $\frac{1}{2}$ が大多数を占めている。よって、第1期や第2期が行ってきた会議の進行の仕方や改善すてん たん たん たんとうしょく にょうたい かいぎ はじめ じょうきょう べき 点などが分からず、第3期は手探り状態で会議を始めなければならない状況であっていままく たんとうしょくいん すうねん た経緯がある。それをサポートするのが事務局の役目であるが、その事務局の担当職員も数年で異動となり、継続して本会議の実態や実績に関する情報の引継ぎが困難な状態にある。 かいどう はか はんだい せんもんかおよ ふくざつか いいんおよ しょくいん また、外国籍県民が抱える問題はより専門化及び複雑化してきており、委員及び職員の ない 大人は による ことがら たすうで かりさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ せんもんちょうき みでは手に負えない事柄も多数出てきている。川崎市外国人市民代表者会議では専門調査 にんかいぎ かいぎ じゅうじつ はか ほんかいき けいぞく かいぎ じったい じっせき はあく

みでは手に負えない事柄も多数出てきている。川崎市外国人市民代表者会議では専門調査 いん はいち かいぎ じゅうじっ はか ほんかいぎ けいぞく かいぎ じったい じっせき はあく 員を配置し、会議の充実を図っている。そこで、本会議も継続して会議の実態や実績を把握 せんもんちょうさいん はいち じむきょく にっさい しゅうじっ はか また、現在、本会議の事務局を担っているのは神奈川県県民部国際課であるが、本会議の事務局という職務は、単なる事務的なものとは違い、求められる職務は多岐に渡り、相当な のうりょく たいりょく ょう いっぱんてき がいこくせきけんみん かか もんだい にほんじん 能 りた体 力を要するものである。一般的に大きは 1000 大きである 1000 大きできる 1000 大 は実態が見えにくい事柄が多く、会議に関わる職員にはその切実さを理解し、興味や関心をもって実務にあたることが求められる。このような状況下では、進むべき道を共有するという初歩的な段階に至るまでに、多大な時間と労力を費やすことになり、年8回という本会議の回数を考慮すると、迅速に会議が進行するように図るべきである。本会議の事務局になる、はないが、単なる会議運営担当ではなく、普段から外国籍県民の抱える問題に対しまいる。といくいる、単なる会議運営担当ではなく、普段から外国籍県民の抱える問題に対しまいる。大は、単なる会議運営担当ではなく、普段から外国籍県民の抱える問題に対しまいる。大は、単なる会議運営担当ではなく、普段から外国籍県民の抱える問題に対しまいまが、単本を持ち、日本の法律制度とその運用に詳しくない在住外国人の発言をサポートし、かいぎしりよう。ないし、まいせいにあり、こうはない。なくせいていけんぶんじょう。おしていずんぶんじょう。ないまではない。ないではずんがいこくにないまっていけんぶんじょう。ないまいが、にはない。ないではずんがいばっていけんだんと、たいかりやすい会議資料(福祉、衛生、自治制度など広範囲)の作成、提出、提言文章の練り上げ助言、提言後は施策化(反映)への機能機関や各部局との調整・交渉など、高度な知識と能力が必要である。よって、本会議に関わるすべての職員は人事異動の公募制なな知識と能力が必要である。よって、本会議に関わるすべての職員は人事異動の公募制なども念頭に入れた選考を実施し、積極的な問題解決に向かう意欲をもって、委員との連携を図りたがら会議を口滑に流行できる。トースにいるので はか かいぎ えんかつ しんこう じんぶつ のぞ を図りながら会議を円滑に進行できる人物が望まれる。

資料を照:「外国籍県民フォーラム」の記録 あーすフェスタかながわ2004実行委員会編)。 $\frac{1}{2}$ をかいました にきまるの $\frac{1}{2}$ をかいまりた。 これは数万人もの来 場者で賑わう「あーすフェスタかながわ」で開催したからこそなし得たことであり、今後も積極的に「あーすフェスタかながわ」のような県内の地域の国際化に係る事業を活用すべきである。 これまで、第1期や第2期の委員と第3期の委員との関わりはほとんどなく、例外的にいる。 これまで、第1期や第2期の委員と第3期の委員との関わりはほとんどなく、何外的にいる。 これまで、第1期や第2期の委員と第3期の委員との関わりはほとんどなく、同外的的な交流があるのみに近い状態である。これでは、せっかくの経験や蓄積が後輩にんてきないまが、または、きかいました。 これでは、せっかくの経験や蓄積が後輩にんてきないた。 これでは、またいまりにいる。 これでは、またいまりになる事業を活力といいました。 これでは、サーカの強化をである。 これでは、大いまりを受ける。 これでは、またいまりになるが、 これでは、またいまななななないまた。 これにようかまななが、 これにより、新たに委がいたを選長によるOB会の財化に、金銭関係者で構成された経験者の会とでも名付けたが、第1期、第2日のである。 これにより、新たに委がいたが、これにより、新たに委がいまなながして、第1期、第2日のである。 これにより、新たに委がいたが、これにより、事前に会議の説明や委員の自己紹介を行ったりといまなり、第1回目の会議で初めて委員に対して、第1期、第1回目の会議をで初めて委員に対して、第1期、第1日回目の会議で初めて委員に対して、第1期、第1日回目の会議で初めて委員に対して、第1期、第1日目の会議で初めて委員に対して、第1期、第1日目の会議で初めて、または、またいまなりはは新りたいまなる。これまで第1カーによるとから、またいまたいまたが、これはどう考えてもにによるのよる。 これまである。これまによるOB会の設置が望まれ、事務局は新期委員による会議がスムーズに行えるよう外国標見民かながから戦を報告との連携権化を図るべきである。

提言以外で協議・提案された事項

いか こうもく だい きがいこくせきけんみん かいぎ なんかい きょうぎ 以下の項目は、第3期外国籍県民かながわ会議で、何回かにわたり協議したが、 でたいてき ていげん も こ いた ていあん じゅうぶんきょうぎ 具体的な提言として盛り込むには至らなかったり、提案があったものの十 分協議でき なかったものである。

- [協議された事項]

 **いこくじんろうどうしゃ

 ハ 国人労働者について

 **いこくじんろうどうしゃ しつぎょう はあい こようめん しえん

 ハ 国人労働者について活動したいたい。

 ハ 国人労働者が失 業した場合など雇用面での支援について活動し合いたい。

 **がいこくじん はあい ことば しゅうしょくさべっとう もんだい がいこくじん るうどうしゃじしん

 外 国人の場合は言葉や就 職差別等の問題がある。外国人労働者自身のスキルアップのための支援も含めた。

 **いこくじん こよう にぎょうしゃ もんだい おっよう

 ルアップのための支援も含めている事業者も、問題が起きたときにどこへ相談してよいか

 おいこくじん こよう はんじょう おんだい おっよう

 ・ 外国人を雇用している事業者も、問題が起きたときにどこへ相談してよいか

 おいこくじん おうどうしゃ

 ・ 人材派遣会社を名乗っている外国人労働者のブローカーによるピンハネ等、

 いほうこういぼうし きょうか ほきょうか じつよう

 違法行為防止のための取締まりを強化していくことも必要である。

- - で、行 政の担当者自身が外国人コミュニティに出向いて、外国人に直接説明 することも必要である。

- がいこくじんりゅうがくせい
 外国人留学生について
 がいこくじんりゅうがくせい べんきょう にほん き せいかつひ じゅうきょひ たか
 外国人留学生は勉強のために日本に来ているのに、生活費や住居費が高せいかっ じょうたい ま こ いため、アルバイトをしなければ生活ができない状態に追い込まれており、ア ルバイトをする中で様々な差別も受けている。
 - がいこくじんりゅうがくせい にゅうこくてつづき むずか かんたん 外国人留 学生は入 国手続が難しいので簡単にできるようにしてほしい。 がいこくじんりゅうがくせい へゃ か さい れんたいほしょうにん ょうけん ゆる 外国人留 学生が部屋を借りる際に、連帯保証人の要件を緩くしてほしい。

^{りこん} 離婚について \bigcirc

離婚について にほんご かいこくじん やくしょ ほうてき てつづき さい げんごめん 日本語がよくわからない外国人が役所で法的な手続をする際の、言語面など はいりょ での配慮について話し合いたい。例えば、日本人と外国人の夫婦が離婚する場合、にほんじん がいこくじん はいぐうしゃ むだん かって りこんとどけ ていしゅっ しょかん 日本人が外国人の配偶者に無断で勝手に離婚届を提出してしまい、時間がず がいこくじん はいぐうしゃ りこん きづいぶん経過してから、外国人の配偶者が離婚に気付くケースがある。このような はあい やくしょ たんとうしゃ つうやくっ ふうふそうほう いし じゅうぶん かくにん はいく かっく で かりょく かんとうしゃ から、今国人の配偶者が離婚に気付くケースがある。このような はあい やくしょ たんとうしゃ つうやくっ ふうふそうほう いし じゅうぶん かくにん りつょう 必要である。

- きいがいじ 災害時について じしん でした はな まいがい じ とういってき ぼうさい はな ま 地震などの災害時における統一的な防災システムについて話し合いたい。 きんきゅう さいがい じ じょうほう がいこくじん すみ った なんきゅう ひなん ばしょ 緊 急災害時の情報が外国人に速やかに伝わるよう、緊急避難場所や、 きんきゅう れんらくさき 緊急連続 (110や119など)などについて説明についる。外国人向けのマニュ アルの作成が必要である。 マニュアルは出版 物でなくても、インターネット
 - アルの作成が必要である。 マニュアルは出版 物でなくても、インターネットけいさい かた に掲載するやり方でもよい。 がいこくせきじゅうみん きょじゅうち はあく ひなんじょ しゅうち かんけい 人 性 長の居 住地の把握や、避難所の周知などは、主に地震に関係してことがら いる事柄であるが、災害は地震だけとは限らない。災害をもっと幅広く捉えるいっよう がいこくせきじゅうみん さいがいじ ひっよう 必要があると思う。また、外国籍住 民が災害時に必要とすることを正確に把握するためには、町 内会役員に外国籍住 民を入れたりすることも必要である。 でたいてき すす はん しちょうそん とりくみ でたいてき すす はの 果や市町村の取組を、さらに具体的に進めてほしい。

- 「いぁん じゅうぶんきょうぎ じこう [提案されたが十分協議されていない事項] がいこくせきかいぎ こうりゅう の外 国籍会議との交 流について サんないがい どうしゅ かいぎ こうりゅう ふか ひつよう ・ 県内外の同種の会議との交 流を深めるなどが必要である。
- - ^{いりょうもんだい} 医療問題について
 - 医療問題についていりょう かん じょうほうでんたつ かん はな あ びょういん しょざいち びょうき しっもん 医療に関する情 報伝達に関して話し合いたい。病 院の所在地、病気の質問、けんこうほけんせいど しょほう いりょうつうやく がいこくじん たい いりょうじょうほう じゅうじっ健 康保険制度、処方せん、医療通訳など、外国人に対する医療情 報の充 実ていきょうほうほう かいぜん と く ひっょう と提 供方法の改善に取り組む必要がある。

 - せいしょうねんもんだい
 青少年問題について
 がいこくじん せいしょうねん じりっ
 外国人の青少年が自立できるよう、外国人コミュニティのリーダーなどを巻った。
 がいこくじんそうご たす あっ うながっき込みながら、外国人相互の助け合いを促すべきである。
 - にゅうかんぎょうせい
 入 管行 政について
 。はほうたいざい しょがいこく きび と し
 ・ 不法滞 在は諸外 国でも厳しく取り締まられているが、だまされて日本にやって
 。をほうたいざいがいこくじん かん じゃくしゃしえん かんてん きゅうさいそも こう
 きた不法滞 在外 国人に関して、弱 者支援の観点から救 済措置を講じることや、
 いほう
 違法ブローカーの取締まりは必要である。
 にゅうかんしゅうようしせつ しゅうようしゃ がいこくじん たい ふてきせつ たいおう
 また、入 管収 容施設において収 容者である外国人に対する不適切な対応
 さまざま ほうどう
 が様々に報道されている。
 くに にゅうかんせいさく みなお しゅつにゅうこくかんり じったい ちょうさ
 国は、入 管政 策を見直すとともに、出 入 国管理の実態について調査する

ひつよう必要がある。

さらなる取組を期待する第1期会議の提言

しゃかいせいかつぶかい ていげん 社会生活部会からの提言

しゅつにゅうこくかんりせいど 出 入 国管理制度について ん えいじゅうしかく ふょ

- ていげん えいじゅうしかく ふょ っき こう さっきゅう そ ち くに ょうぼう 提言13 永 住資格の付与について、次の2項を早 急に措置するよう国へ要望する。 にほんこくせき ゆう もの いっていきかんこんいんかんけい がいこくせきけんみん むじょうけん (1) 日本国籍を有する者と一定期間婚姻関係にある外国籍県民については、無条件
- に永 住資格を付与すること にほん いっていきかんとくてい ぶんや しゅうろう ぱぁい えんかつ えいじゅうしかく ふょ (2) 日本において一 定期間特 定の分野で就 労した場合には、円 滑に永 住資格を付与

すること さいにゅうこくきょかせいど てっぱい 提言14 再入 国許可制度の撤廃について国へ要請する。

りゆう (理由)

(理田) だい き しゅっにゅうこくかんりおよ なんみんにんていほう もと えいじゅうしかく ふょ 第 1 期では、出 入 国管理及び難 民認 定法に基づく永 住資格の付与については、法務だいじん にゅうこくかんりきょく さいりょうはんい おお にんてい きじゅん ふめいかく とく さっきゅう 大 臣 (入 国管理 局)の裁 量範囲が大きく、認 定の基 準が不明確であることから、特に早 急 に まってき事項として、一 定期間の婚 烟関 係や特 定分野での就 労関係がある場合の えいじゅうしかく ふょ くに ょうせい ひっよう ていけん 水 住資格の付与について国に要請する必要があると提言した。 さいにゅうこくきょかせいど まかしんせい てすうりょう たか てま さいりゅうしかく また、再入 国許可制度については、許可申請の手数料が高く、手間もかかる。在 留資格 きかんちゅう なんかいさいにゅうこく しゅっにゅうこくかんりじょう もんだい じこっしょ がある別間 中、何回再入 国しても出 入 国管理上なんら問題ないはずであり、事実、諸 がにく り のようか制度を持っているところけほとく じかい

かいこく かいこく は とこう は ところはほとんどない。 かいこくじん とこう まい ふべん し まいにゅうこくきょかせいど さっきゅう てっぱい そこで、外国人が渡航する際に不便を強いる再入 国許可制度は、早 急に撤廃してほしてっぱい あいだ しゅっこく じ くうこう てっつ かんりゃく かい。 また、撤廃するまでの間、出 国時に空港で手続きができるようして手続きの簡 略化を図るなど、すみやかな取組について国に働きかけるよう要請する。 はない くに ないせい ねん がっ にち こくじ しゅっにゅうこくかんりきほんけいかく だい じ 現在、国では平成12年3月24日に告示された出入 国管理基本計画(第2次)に基づき、よいっにゅうこくかんりせいさく みなお すず なか じょうき だい き ていげん 出入 国管理政策の見直しを進めている。そのため、見直しの中で上記の第1期の提言がはんえい いっそう はたら おこな 反映されるようより一層の働きかけを行うべきである。

(2) 教 **育文化部会からの提言**

がいこくじんがっこ

ていげん 提 言 1

りゆう (理由)

もんぶかがくしょう ねん がつ こくさいてき ひょうかだんたい にんてい う がいこくじんがっこう がいこく 文部科学 省 は、2003年 9 月、国際的な評価団体の認定を受けた外国人学校や外国の がっこうきょういくせいど いちづ がいこくじんがっこう そつぎょうせい じゅけんしかく みと学校教 育制度において位置付けられた外国人学校の卒業生に受験資格を認めることとし

しかい がいこくじんがっこう じゅけん もの かくだいがく じゅけんしかく にんてい これら以外の外国 人学 校については、受験しようとする者が各大 学に受験資格の認定を がいこくじんがっこう そっきょうせい こくりったいがく じゅけんしかく 個別に求めることができるよう 改めたが、外国 人学校の卒 業生に国立大学の受験資格を ひと みと もんぶかがくしょう ょうせい ひっょう 等しく認めるよう文部科学省 に要請する必要がある。 かながわけん ほこしゃ ふたん けいげん がいこくじんがっこう じょせい ひっっつ また、神奈川県は、保護者の負担を軽減するために、外国 人学校への助成について引き続

もんぶかがくしょう ょうせい けん じょせい じょうこう おな ていど ひ あ ひつようき 文部科学 省 に要 請するとともに、県の助 成を1条 校と同じ程度に引き上げる必 要があ る。

きょういくかつどう 自主的な教 育活 動の支援について

てい_{げん} 提 言 3 要請する。

りゆう (理由)

がいこくせきじどう せいと たい ほこ にほんご きょういく おこな さい ばしょ ふそく 第1期では、外 国籍児童・生徒に対する母語や日本語の教 育を 行 う際の場所が不足して がっこう ぁ きょうしつ きがる しょう しちょうそんきょういくいいんかい はたら いるため、学 校の空き教 室などを気軽に使用できるよう市町 村教 育委員会へ 働 きかける ひつよう ていげん 必要があると提言した。

なっている。

へいせつ がっこう あ きょうしつ ほ こきょうしつ しかし、コミュニティセンターが併設されていない学校の空き教 室については、母語教 室 など、定期的に利用することができない場合がある。 けん しちょうそんきょういくいいんかい たい がっこう ぁ きょうしつ きがる しょう そこで、県は、市町村教 育委員会に対して、学校の空き教 室などを気軽に使用できる いっそう はたら まこな ようー 層の 働きかけを 行うべきである。

O 就 学案内の充 実について
ていげん しゅうがくあんない たげんご っ
提言5 就 学案内を多言語またはルビ付きにするとともに、時期をのがさず、ひとりひと
かくじつ った しちょうそんきょういくいいんかい ようせい
りに確実に伝わるよう市町村教 育委員会に要請する。

ニューカマーの子どもの教 **育への配 慮について**

ローユーガマーの子ともの教 育への配 値について がいこくせきけんみん たい きょういく かんけい 提言 6 ニューカマーの外 国籍県民に対し、子どもの教 育をおろそかにしないよう関係 かくほうめん はたら たい ふとうこう がくしゅう おく ふせ じゅうぶん 各方面に働 きかけるとともに、子どもに対しても不登校や学 習の遅れを防ぐため、十分はいりょ おこな しちょうそんきょういくいいんかい ようせい な配慮を行うよう市町村教 育委員会に要請する。

りゆう (理由)

でにほん がいこくせき こ きょういく う ほごしゃ ぎむ ほごしゃ 日本では、外国籍の子どもに教 育を受けさせることは、保護者の義務ではなく、保護者がきほう ばあい にほんじん こ どうよう しょう ちゅうがっこう きょういく う 希望した場合は、日本人の子どもと同様に 小・中 学 校で教 育を受けることができるとさ れている。

れている。 ほこしゃ たんき たいざい ょてい こ がっこう かよ たいざい ちょうき このため、保護者が短期の滞在を予定して子どもを学校に通わせなかったが、滞在が長期 はあい ほこしゃ きょういく かん じょうほう りかい ふそく けっか となる場合があることや、保護者に教 育に関する情 報や理解が不足していることの結果と もうとうすう こ よしゅうがく じっちい して、相当数の子どもが不就 学という実態がある。 がいこくせき こ ほこしゃ きょういく じゅうようせい じゅうぶんにんしき しゅうがく そくしん 外国籍の子どもの保護者が教 育の重 要性を十 分認識し、就 学が促進されるような ほうさく ひっょう おしん 要がある。

きょういんさいよう こくせきようけん

りゆう (理由)

「かいこくじん きょういんさいよう けんきょういくいいんかい もんぶしょうきょういくじょせいきょくちょうつうち へいせい 外国人の教 員採用について、県教 育委員会は、文部省教 育助成局 長通知(平成 はん がっ にち ふ きょうゆ こうむ うんえい さんかく じょうきんこうし さいよう 3年3月22日)を踏まえ、教諭ではなく、校務の運営に参画しない常 勤講師として採用す

がいこくせきけんみん ちいきさんか そくしん 外国籍県民の地域参加の促進について

りゆう (理由)

がいこくじん こうりゅう もくてき こくさいこうりゅうしせつ ぱ せっち がいこくじん いけん外国人との交 流を目的とする国際交 流施設や場が設置されていても、外国人の意見が

とり入れられる仕組みになっていない。
しせっ うんえいそしき がいこくせきけんみん さんかく
そこで、第1期では、こうしたたのの運 営組織に外 国籍県民が参画できるようにし、その
はけん はんえい
意見を反映することにより、「国際交流」ではなく、「多文化共生」の視点から運営を行
かんけいだんたい はたら
うよう、関係団体に働きかけるべきであると、この提言の後段で述べている。
うんえいほうほう かいぜん かん さいど けん いっそう はたら
しかし、その運営方法が改善されているとは、感じられないので、再度、県から一層の働きかけを行うべきである。

さらなる取組を期待する第2期会議の提言

しゃかいせいかつぶかい ていげん 社会生活部会からの提言

(理由)

田川にほんじん ぱあい みぶんしょうめいしょ じょうじけいたい なん ぎむづ 日本人の場合、身分証 明書の常時携帯は何ら義務付けられていない。 たい がいこくじん がいこくじんとうろくほう さだ がいこくじんとうろくしょう じょうじけいたいぎむ それに対して、外国人は、外国人登録法の定めによって、外国人登録証の常時携帯義務

それに対して、外国人は、外国人登録法の定めによって、外国人登録証の常時携帯義務があり、違反者に対しては罰則が科されている。
がいこくは、外国人にとって、不公平感や疎外感をもたらしている。
がいこくはんとうろくしょう ひじょう じゅうよう じょうじけいたい ぎ む ふんしつ ふあん つねまた、外国人登録証は非常に重 要なものであり、常時携帯義務には、紛失への不安が常がくしゅてつづき ひつよう ばあい がいこくじんとうろくしょう じさん こつきまとうので、各種手続などで必要な場合のみ、外国人登録証を持参すればよいといまりに

がいこくじんとうざくほう かいせい がいこくじんとうろくしょう じょうじけいたいぎ む はいし ひ つづ そこで、外国人登録法を改正し、外国人登録証の常時携帯義務を廃止することを引き続くに ょうせい ひつょう き国に要請する必要がある。

ねんきんせいど

ていげん にほん ねんきんせいど こくせきじょうこう がいこくじん ねんきん かにゅう 提言11 かつて、日本の年金制度には、国籍条 項があり、外国人は年金に加入できなかったことを踏まえ、高齢の外国人の無年金者について救 済措置を講ずるとともに、短期 ざいりゅうがいこくじん たい たったいいちじきんせいど じゅうじっ くに ょうせい 在 留外国人に対する脱退一時金制度を充 実することを国に要請する。 しゃかいほけんじむしょ たげんこそうだんまどぐち せっち かながわしゃかいほけん 提言12 年金制度について、社会保険事務所への多言語相談窓口の設置を神奈川社会保険 事務局に要請する。

りゆう

(理田) にほん ねんきんせいど こくせきじょうこう がいこくじん ねんきん はい はい かつて、日本の年 金制度には国籍条 項があり、外国人は年金に入りたくても入れないじょうたい だったい このため、今日では多くの高齢のオールドカマーが無年金状 態にある。 まお ちほうじちたい ふくしきゅうふきんせいど もう むねんきんじょうたい こうれい 多くの地方自治体では福祉給付金制度を設け、無年金状 態の高齢のオールドカマーのきゅうさい はか ねんきん くら しきゅうがく ひじょう ひく ふじゅうぶん きんがく 教 済を図っているが、年金に比べて支給額は非常に低くなっており、不十分な金額とな

っている。

かながわしゃかいほけんじむきょく ようせい ひつよう 神奈川社 会保険事務局に要請することも必要である。

 こようかんきょう せいび

 ○ 雇用環 境の整備について

 ていげん しゅうしょく さべっ しょくば たいぐうめん きべっ みんかんきぎょう ふきゅうけいはっ 提 言 16 就 職差別や職場における待遇面での差別をしないよう民間企業への普及啓発すす がいこくじん こようかんきょう せいびを進めるなど、外国人の雇用環 境を整備する。

りゆう (理由)

インドシナ難 民に対する継 続的支援について

でいばん なんみんしえんじぎょう けいぞく なんみん そうだんまどぐち ぞうせつ 提言 17 インドシナ難 民支援事 業を継 続するとともに、インドシナ難 民の相 談窓 口の増 設 いばしょ こうりゅう ば かくほ なんみんしえんじぎょう じゅうじっ や居場所・交 流の場を確保するなど、インドシナ難 民支援事 業をさらに充 実することを国 に要請する。

いゆう (理由)

なんみん うけい がいむしょう いたく う ざい ふくしきょういくざいだんなんみん インドシナ難 民の受入れは、外務省から委託を受けた(財)アジア福祉教 育財 団難 民 じぎょうほんぶおよ でさききかん こくさいきゅうえん またな ま本部及びその出先機関の国際救 援センターが中 心となって 行 われている。 ばんざい にほん なんみん う い ねんいじょう けいか くに なんみん う 現 在、日本がインドシナ難 民を受け入れて20年以上が経過し、国は、インドシナ難 民の受 なんみん う たんさん まんみん う しゅうりょう

け入れを2005年度をもって終 了する見通しを示すとともに、国際救 援センターを2005 はんどまつ へいしょ けってい なんみんしえんじぎょう しゅくしょう 年度末で閉所することを決定しているため、インドシナ難民支援事業が縮 小されること

(2) 教 **育文化部会からの提言**

がいこくせき こ **外国籍の子どものアイデンティティの確立について** ん がいこくせき こ かくりつ じぶん せいかつ ぶんか じしん も い 言 4 外国籍の子どもがアイデンティティを確立し、自分の生活や文化に自信を持って生 からいる かっこう かくちいき たぶんかきょうせいきょういく おこな たぶんかきょうせい う い かんきょう せいしん サント で かくちいき たぶんかきょうせい きょうせい う い かんきょう せいしん 共 生を受け入れる環 境づくりを推進する。

(理由)

(理用) がいこくせき こ がっこう こくさいきょうしつ にほん せいかつ てきおう きょういく う 外 国籍の子どもは、学 校の国 際教 室などで、日本の生 活に適 応できるよう教 育を受け かてい じぶん ほこく みんぞく でんとう ぶんか けいしょう せいかつ るが、家庭では、自分の母国、あるいは、民 族の伝 統や文化を継 承しながら生活している。

それは、ニューカマーに限らず、オールドカマーの子どもたちも同じである。
にほん きべつ もんだい がいこくせき かく つうしょうめい がっこう かょ じどう 日本では、差別やいじめの問題から、外国籍であることを隠し、通 称名で学校に通う児童せいと おお そんざい にほんこくせき しゅとく ひと なか がいこくせき ・生徒が多く存在するとともに、日本国籍を取得した人たちの中には、外国籍であったこ

・生体か多くけばりのとともに、日本国和で取付した人についてには、ノーロイ目、いったしがく つづ しとを隠し続ける人もいる。 がいこくせき こ じぶん かくりつ じぶん せいかつ ぶんか じしん も い 外 国籍の子どもが自分のアイデンティティを確立し、自分の生活や文化に自信を持って生がっこう ちいきしゃかい う い かんきょう ととのきていくためには、学校だけでなく、地域社会においても、それを受け入れられる環 境が 整 っていなくてはならない。

ではないではない。 ない かながわけんこくさいこうりゅうきょうかい じっし ちきゅう そこで、学校教 育だけではなく、(財)神奈川県国際交 流協 会で実施している「地球 はみんがくしゅう ほごきょうしつ りょうりきょうしつとう かくちいき おこな ちいきしゃかい 市民学 習」をはじめ、母語教 室、料理教 室等を各地域で行うなど、地域社会における たぶんかきょうせいきょういく すいしん ひつよう 「多文化共 生教 育」を推進する必要がある。

くさいきょうしつ

O 国際教 室について

TUNITA こうりつぎむきょういくしょがっこう きょうしょくいんていすう かん こくさいきょうしったんとうきょういん はいち提言5 公立義務教 育諸学校の教 職 員定数に関して、国際教 室担当教 員を配置さいがいこくせきじどう せいとすうようけん かんわくに ようぼう けん しちょうそん ほじょする 際の外 国籍児童・生徒数要件の緩和を国に要望するとともに、県から市町村への補助であることである。 かいこくせきじどう せいと たい きょういくしさく すいしんを充 実するなど、外 国籍児童・生徒に対する教 育施策を推進する。 こくさいきょうしつ がいこくせきじどう せいと ほご カー きょういん はいちっと提言6 国際教 室に、外 国籍児童・生徒の母語の分かる教 員を配置するよう努める。

りゆう (理由)

(理由) こうりつ しょう ちゅうがっこう にほんご じゅうぶん がいこくせき じどう せいと がくしゅう しえん 公立の 小・中学 校では、日本語が十 分でない外 国籍の児童・生徒の学 習を支援する たんとうきょういん はいち こくさいきょうしつ せっち しえん おこな たんとうきょういん はいち こくさいきょうしつ せっち しえん おこな こにほんこしどう ひっよう がいこくせきじどう せいと こくさいきょうしつ おこな にほんごしどう たか こうか はいこくせきじどう せいと にほんこしどう ひっよう がいこくせきじどう せいと 指導等は高い効果がある。しかしながら、日本語指導が必要な外 国籍児童・生徒が おっこう たか こうか こくさいきょうしつ せっち 在籍するすべての学校で、国際教室が設置されているわけではない。 おお がっこう こくさいきょうしつ せっち たんとうきょういん はいち より多くの学校で国際教室を設置し、担当教員を配置できるよう、県から国はたら

より多くの字 校で国 院教 至を設直し、担 ヨ教 貝を配直してる ムノ、 州 かり国 に 働 きかける必 要性がある。 じょう せいと てき きょうざい せいび じゅうじっ じょう せいと ほこ りかい また、児童・生徒に適した教 材を整備・充 実するとともに、児童・生徒の母語を理解できょういん はいち はけん きょういん けんしゅう がいこく きょういんめんきょ しゅとく がいこくせきけんみん きる教 員の配置や派遣、教 員の研 修、外 国で教 員免 許を取得した外 国籍県民のせっきょくてきかっよう く ひっよう 積 極的活用などに取り組む必要がある。

O 日本語指導等協 力者について

TUITM にほんこしどうとうきょうりょくしゃ そういん にほんこしどうとうきょうりょくしゃ がいこくせきじどう 提言 7 日本語指導等協 力者を増員するとともに、日本語指導等協 力者が外 国籍児童 せいと そうだん せきにん も たいおう ・生徒からの相談に責任を持って対応できるようにするなど、日本語指導等協 力者の やくわりおよ きんむじょうけん みなお しちょうそんきょういくいいんかい ようせい 役割及び勤務条 件の見直しを市町村教 育委員会に要請する。 ていげん にほんこしどうとうきょうりょくしゃ たい けんしゅう じっし にほんこしどうとうきょうりょくしゃどうし 提言 8 日本語指導等協 力者に対する所 修を表実施したり、日本語指導等協 力者同士 じょうほうこうかん は せっち にほんこしどうきょうりょくしゃどうが情 報交換する場を設置するなど、日本語指導等協 力者に関する施策を充 実する。

りゆう (理由)

にほんこしどう ひつよう がいこくせきじどう せいと たい おこな にほんごしどう おや じょうほうでんたつ 日本語指導を必要とする外国籍児童・生徒に対して行う日本語指導、親への情報伝達 にほんこしどうとうきょうりょくしゃ は やくわり おお にんずう しどうじかん じゅうぶんなど、日本語指導等協力者の果たす役割は大きいが、その人数、指導時間が十分とはい エロノにほんごしどう

えない。
「ほんごしどうとうきょうりょくしゃ」にほんごしどう
日本語指導等協力者は、日本語指導のほか、教員から外国籍児童・生徒の親への通知
がいこくせきじどう せいと がっこうせいかつ かん
の翻訳などを依頼されたり、外国籍児童・生徒から、学校生活に関することなど、いろいろ
きおたんう
な相談を受けることが多くある。
「にほんごしどうとうきょうりょくしゃ そうだんぎょうむ しかし、日本語指導等協力者にとって、相談業務などは本来業務とされていないだけ
ではなく、正規の勤務時間が短いため、時間外に、外国籍児童・生徒の相談に対応してい
けんじょう
るのが現状である。それでも、すべての外国籍児童・生徒の相談に対応しきれない。
にほんごしどう ひつよう
日本語指導を必要とする外国籍児童・生徒にとっては、母語での学習支援や母語により
をがるこうもなっても、ないまっての学習支援や母語により

の 高校入 試制度の改善について ていげん がいこくせきせいと こうこう にゅうがく 提言9 外国籍生徒が高校に入 学しやすくなるように、公立高校の在県外国外関係によるでは、 ほしゅう しがんしかく かんわ じっしこうすう ほしゅうじんいん ふ こうこうにゅうしせいど かいぜん 募集の志願資格を緩和したり、実施校数や募集人員を増やすなど、高校入試制度を改善す る。

りゆう (理由)

また、実際には、日 常会話においては日本語を習 得しているように見えても、学 習言語となると理解が困難であるというケースも見られる。

にほんご しゅうじゅくど がくしゅう えいきょう およ じょうきょう がっこうげんぱ かずかず じれい 日本語の習 熟度が学 習へ影 響を及ぼす状 況については、学 校現場の数 々の事例からいにち ねん ていど じょう せいと およ ほうこく ほうにち なん ていど じょう せいと およ ほうこく けんりっこうこう お らいにち ねんいない もの たいしょう ざいけんがいこくじんとくべっぽしゅうわく 県 立高 校に置かれている来 日 3 年以内の者を対 象とする在 県外 国 人特 別募 集枠 についてっこうすう ぼしゅうじんいん かくだい いっぽう らいにち ねん こ ねんいない せいと しんがく こんなんて、実施校数や募集人 員を拡大する一方、「来日3年を超え6年以内」の生徒の進学が困難しようきょう ふ ざいけんがいこくじんとくべつぼしゅうわく せいど たいしょう かくだい と く ひっような状 況を踏まえ、「在 県外 国 人特 別募集枠」の制度における対 象の拡大に取り組む必要 がある。

しゃかいせいかつぶかい きょういくぶんかぶかいきょうつう ていげん 社会生活部会・教育文化部会共通の提言 (3)

(理由)

6 会議活動状 況

がいぎかいさいじょうきょう (1) 会議開催状 況

かい	日時・場所	_{きょうぎ ないよう} 協 議 内 容
1	2002.11.23(土) 15:30~18:00 5きゅうしゅん 地 球市民かな がわプラザ	じむきょく かいぎ がいょうおよ だい きさいしゅうほうこく ないようとう せつめい ・事務局から、会議の概要及び第2期最 終報告の内容等を説明 けいふくいいんちょう せいぶくいいんちょう ・各委員が取り組んでいきたいテーマを発表し、正副委員長をせんしゅう 選出
2	2002.12.14(土) 13:00~16:00 ^{5きゅうしゅん} 地 球市民かな がわプラザ	じむきょく だい きまょ だい きていげん しさくかけんとうじょうきょう せつめい・事務局から、第1期及び第2期提 言の施策化検 討状 況を説 明っから く ・今後取り組むべきテーマについて協 議
3	2003. 2.15(土) 13:00~16:00 ^{5きゅうしゅん} 地 球市民かな がわプラザ	・今後取り組むべきテーマについて協議 ・今後取り組むべきテーマについて協議 ***********************************
4	2003. 3. 8(土) 13:00~16:00 te ゅう 地 球市民かな がわプラザ	ぜんたいきょうぎ 全体協議 ニュースレターの発行について ぶかいべつきょうぎ 部会別協議 育文化部会 ・今後、取り組むべきテーマについての確認 ・次回以降の協議スケジュールを決定 社会生活部会 ・今後、取り組むべきテーマについての ・次回以降の協議スケジュールを決定 社会生活部会 ・今後、取り組むべきテーマについて協議
5	2003. 4.19(土) 13:00~16:00 55 はかいまでは、 地球市民かながわプラザ	せんたいきょうぎ 全体協議 ・委員辞任に伴う委員補充について協議し、委員を補充する ことに決定 ぶかいべつきょうぎ 部会別協議 きょういくぶんかぶかい 教育(文せききょうゆ さいよう こうこうにゅうしせいど ・外国籍教諭の採用、高校入試制度について 社会生活部会 ころ後、取り組むべきテーマについて

かい	日 時・場 所	_{きょうぎ ないよう} 協 議 内 容
6	2003. 5.24(土) 13:00~16:00 5きゅうしゅん 地 球市民かな がわプラザ	せんたいきょうぎ 全体協議 ・新委員への会議概要説明 ぶかいべつきょうぎ 部会別はぶんかぶかい 教育文化部会 がいこくじんがっこう ・外国人学校について しゃかいせいかつぶかい 社会と ・今後、取り組むべきテーマについて
	せいかいせいかつぶかい 社会生活部会 予備会議 2003. 6.21(土) 13:00~16:00 5きゅう球市民かながわプラザ	・地域のコミュニティーづくりについて ちほうさんせいけん ・地方参政権について
7	2003. 7.12(土) 13:00~16:00 5きゅうしゅん 地 球市民かな がわプラザ	せんたいきょうぎ 全体協議 ・社会生活部会予備会議(6/21実施)の概要報告 ・中華学校見学会(7/12実施)の概要報告 ・中等学校見学会(7/12実施)の概要報告 部会別協議 部会別協議 部会別協議 変していいのきょうじったくさいきょうしった。 ・国際理解教室、国際教室について ・地域のコミュニティづくりについて
	せいかいせいかっぷかい 社会生活部会 (字備会議) 2003. 8. 2(土) 13:00~16:00 5きゅうで 財 かながわプラザ	・コミュニティマップについて ちいき ・地域における交 流の推 進について
8	2003. 9.13(土) 13:00~16:00 がまきゅうし みん 地球市民かながわプラザ	せんたいきょうぎ 全体協議

かい	日 時・場 所	_{きょうぎ ないよう} 協 議 内 容
	まずかいぎ 予備会議 2003.10.25(土) 13:00~16:00 かながわ県民 かながわ県 民 がうどう 新 サポート センター	きょういくぶんかぶかい 教 育文化部会 いま きょうぎないよう かくにん ・今までの協議内容の確認 ・提言項目について しゃかいせいかつぶかい 社会生活部会 ていげんりゅうとう ・提言理由等について
9	2003.11.29(土) 13:00~16:30 ^{5きゅうしょみん} 地 球市民かな がわプラザ	ぜんたいきょうぎ 全体協議 ・予備会議(10/25実施)の概要について ぶかいべつきょうぎ 部会別はぶんかぶかい 教育文化部会 ていげんこっしゅん ・提言骨子案について しゃかいせいかつぶがい 社会生活部会 ていげんこっしゅん ・提言骨子案について ときがいせいかっぷがい ・提言骨子案について こくさいきょうりょくかいぎ NGOかながわ国際協力会議との合同会議 りょうかいぎ きょうぎじょうきょうほうこくあよ ・ 両会議の協議状 況報告及び意見交換
10	2003.12.13(土) 13:00~16:00 te ゅうしゅん 地 球市民かな がわプラザ	ぜんたいきょうぎ 全体協議
	(予備会議) 2004. 1.10(土) 13:00~18:00 かながわ県民 がながわ県 民 がかが サポート センター	かいぎ しんこうおよ やくわりぶんたんとう きょうぎ ・オープン会議の進行及び役割分担等について協議 きょうじ はいかいまい ていげんこっしあん きょうぎ・教 育文化部会及び社会生活部会の提言骨子案について協議
11	2004.2.7(土) 13:00~16:00 ^{5きゅうしみん} 地 球市民かな がわプラザ	せんたいきょうぎ 全体協議 ・予備会議(1/10実施)の概要について ・予備会議(1/10実施)の概要について かいきがいきがいきがいきがいきがいきがいさいにちじます。 かいさいばしょ けってい しんこう・オープン会議について、開催日時及び開催場所を決定し進行 方法等を協議 きょういくぶんかぶかいおよ しゃかいせいかつぶかい ごうどうきょうぎ 教育文化部会及び社会生活部会の合同協議 りょうぶかい ていげん そあん きょうぎ ・ 両部会の提言素案について協議

かい	日 時・場 所	_{きょうぎ ないよう} 協 議 内 容
	(予備会議) 2004. 3.13(土) 13:00~16:00 ^{5きゅううしみん} 地 球市民かながわプラザ	せんたいきょうぎ 全体協議 ・オープン会議の進行及び役割分担等について協議・決定 ぶかいべつきょうき おくてい まっうぎ かくてい きょうばんかぶかい きょうばんかぶかい きょうばん で報告する提言素案について協議・確定 教 育文化部会 ではいけん そあん ・ 提言素案について 社会生活部会 ていけん そあん ・ 提言素案について 社会生活部会 ていけん そあん ・ 提言素案について
12	2004.3.27(土) 13:30~16:20 ^{5きゅうしゅん} 地 球市民かな がわプラザ	*「オープン会議」を開催し、委員がこれまで協議してきた内容を 「オープン会議」を開催し、委員がこれまで協議してきた内容を 「けんみん みな いけん ちょうしゅ けんみん みな いけん ちょうしゅ 提言素案として説明し、県民の皆さんから意見聴 取
13	2004.4.24(土) 13:00~16:00 te ゅうしみん 地球市民かな がわプラザ	せんたいきょうぎ 全体協議 ・オープン会議の結果報告 ・起終報告と提言の形式 ・記がいべつきょうぎ 部会別協議 きょういくぶんかぶがい 教育文化部会 ・オープン会議で出された意見の反映及び提言項目の確定 ・オープン会議で出された意見の反映及び提言項目の確定 ・オープン会議で出された意見の反映及び提言項目の確定
14	2004.6.26(土) 13:00~16:30 te po つしみん 地球市民かな がわプラザ	せんたいきょうぎ 全体協議 ・最終報告及び提言項目について ・・最終報告及び提言項目について ぶかいべつきょうぎ 部会別協議 きょういくぶんかぶかい 教育文化部会 さいしゅうほうこくおよ ていげんこうもく ・・最終報告及び提言項目について しゃかいせいかつぶがい 社会生活部会 さいしゅうほうこくおよ ていげんこうもく ・・最終報告及び提言項目について
15	2004.7.17(土) 13:00~16:00 ^{5きゅうしみん} 地 球市民かな がわプラザ	ぜんたいきょうぎ 全体協議 さいしゅうほうこく さくせい ・最終日の作成 ぶがいべつきょうぎ 部会別協議 ・きょういくぶんかぶがい 教育文化部会 ていげん もんごんかくにんとう ・提言の文言確認等 しゃがいせいかつぶかい 社会生活部会 ていげん もんごんかくにんとう ・提言の文言確認等

かい	日 時・場 所	_{きょうぎ ないよう} 協 議 内 容
	(予備会議) 2004. 8.31(火) 14:00~17:00 かながわ県民 がつどう 新コピラ サポート センター	いいんちょう ふくいいんちょうおよ ぶかいちょう さいしゅうほうこく さくせいさぎょう・委員 長 、副委員 長 及び部会 長 による最 終報 告の作 成作 業
16	2004.9.18(土) 13:00~16:00 ^{5きゅうしゅん} 地 球市民かな がわプラザ	まいしゅうほうこく かくにん けってい・最 終報告の確認・決定

(2) ちょうさかつどう

かい	にちじ ばしょ 日 時・場 所	ちょうさ ないよう 調 査 内 容
1	2003.7.12(土) 9:30~11:00 ょこはまやまてちゅうかがっこう 横 浜山手中 華学 校	ょこはまやまてちゅうかがっこう じゅぎょう いいん めい けんがく ・横浜山手中華学校の授業を委員10名が見学した。
2	にち 2003.10.26(日) 11:00~12:00 かながわちょうせんちゅうこうきゅうがっこう 神奈川朝 鮮中高 級学校	かながわちょうせんちゅうこうきゅうがっこう こうかいじゅぎょう いいん・神奈川朝 鮮中 高 級学校の公開授 業を委員5 めい けんがく 名が見学した。

(3) 広報活動

ニュースレター「ボーダーレスかながわ」の発 行

かい	_{はっこう づき} 発 行 月	ぉ も
1	2003.3 (No.9)	* 第 3 期外 国籍県 民かながわ会議のスタートについて かいぎ はい きがいこくせきけんみん かいぎいいん しょうかい ・ 第 3 期外 国籍県 民かながわ会議委員の紹 介
2	2003.9 (No.10)	がいこくじんがっこうけんがくかい がいょう ・外国人学校見学会の概要について だい きがいこくせきけんみん かいぎ きょうぎけいか ・第3期外国籍県民かながわ会議の協議経過について
3	2004 . 10 (予定) (No . 11)	

イベントへの参加

かい	さんかび ばしょ参加日・場 所	ぉ も
1	2003. 5 .10(土) ~ 11(日) ちきゅうしみん 地 球市民かながわプラザ	* あーすフェスタかながわ2003の団 体紹 介コーナーで、 がいこくせきけんみん かいぎ おこな かいぎ おこな かい 野
2	2004. 5 .15(土) ~ 16(日) ちきゅうしみん 地 球市民かながわプラザ	・ あーすフェスタかながわ2004の団 体紹 介コーナーで、 がいこくせきけんみん かいぎ おこな 外 国籍県 民かながわ会議のPRを 行 った。

7 参考資料

thashmunc (じんとうろくしゃすうおよ すいい ・県内外国人登録者数及び推移	3 0
がいこくせきけんみん ・「外国 籍県 民フォーラム」の記録(あーすフェスタかながわ 2 0 0 4 じっこういいんかいへん 実 行委員会 編)	3 3
がいこくせきけんみん かいぎ せっちょうこう ・外国籍県民かながわ会議設置要綱	4 3
がいこくせきけんみん かいぎうんえいようりょう ・外国籍県民かながわ会議運営要 領	4 6

けんないがいこくじんとうるくしゃすうおよ すいい 県内外国人登録者数及び推移

操令計	1,414 401 1 16 0 27 8 4	1,399 114 0	534	17,717 7,588 813 374 195
けんごけい 日本の日本 149,012 37,075 34,316 16,490 14,203 8,218 5,291 3,926 3,661 2,138 1,847 接張市 65,904 22,398 15,949 6,273 3,926 1,731 2,653 1,270 1,225 1,147 695 1,219 1,555 1,950 781 1,504 543 118 88 40 43 35 4 4 4 4 4 4 4 4 4	1,414 401 1 16 0 27 8 4	1,399 114 0 1 1	1,317 534 53 25 19	146ヶ国 17,717 7,588 813 374 195
横浜市 65,904 22,398 15,949 6,273 3,926 1,731 2,653 1,270 1,225 1,147 695 高見区 7,524 1,555 1,950 781 1,504 543 118 88 40 43 35 神奈川区 3,887 1,569 1,219 289 72 41 126 65 22 50 18 西区 2,515 1,199 683 180 25 60 57 39 5 33 19 年区 14,061 6,022 2,866 1,130 82 49 1,011 235 26 557 221 登録 6,479 2,303 2,164 851 121 60 91 224 17 57 51 港南区 2,008 672 573 230 126 29 71 52 36 15 10 原土工 存在区 3,174 1,402 857 308 17 6 78 63 23 32 25 原土工 存在区 3,174 1,402 857 308 17 6 78 63 23 32 25	401 1 16 0 27 8 4	114 0 1 1	534 53 25 19	7,588 813 374 195
35 日本 1,555 1,950 781 1,504 543 118 88 40 43 35 14条 11 126 65 22 50 18 14条 11 126 12 12 12 12 12 1	1 16 0 27 8 4	0 1 1	53 25 19	813 374 195
鶴見区 7,524 1,555 1,950 781 1,504 543 118 88 40 43 35 神奈川区 3,887 1,569 1,219 289 72 41 126 65 22 50 18 西区 2,515 1,199 683 180 25 60 57 39 5 33 19 中区 14,061 6,022 2,866 1,130 82 49 1,011 235 26 557 221 潜帝区 6,479 2,303 2,164 851 121 60 91 224 17 57 51 記述 6,479 2,303 2,164 851 121 60 91 224 17 57 51 記述 6 2,008 672 573 230 126 29 71 52 36 15 10 保土 方谷区 3,174 1,402 857 308 17 6 78 63 23 32 25 あきひく	0 27 8 4	1 1	25 19	374 195
古版 2,515 1,199 683 180 25 60 57 39 5 33 19 19 19 19 19 19 19	0 27 8 4	1	19	195
西区 2,515 1,199 683 180 25 60 57 39 5 33 19 かい かい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい は	27 8 4	1		
対象が 121 12	8		45	1 700
南区 6,479 2,303 2,164 851 121 60 91 224 17 57 51	4	6		1,709
保土がや (3,174 1,402 857 308 17 6 78 63 23 32 25 あきひ (26	500
あさひく	_	0	29	161
	9	16	56	282
旭区 1,982 723 502 225 23 23 72 58 19 26 5	87	5	38	176
磯子区 2,980 1,018 696 231 362 189 97 51 6 32 34	4	2	32	226
かなされく 金沢区 2,477 577 544 176 322 385 106 40 32 27 18	1	0		
まきない 4,420 1,025 1,155 464 214 59 258 82 43 87 112	1	1	49	870
縁区 2,025 730 354 297 229 55 47 29 18 19 9 をもばく	2	8		
事業区 3,128 992 670 220 64 34 230 58 10 89 41	0	2		671
都筑区 2,307 316 543 234 309 39 112 49 41 19 44	2	1	18	
戸塚区 2,672 990 489 298 323 52 81 47 87 26 35 常区 861 209 227 91 44 16 45 20 79 20 5	9	3		
栄区 861 209 227 91 44 16 45 20 79 20 5 いずかく 泉区 2,221 736 218 137 36 57 32 34 592 12 10	2 169	53	7 16	
大佐	59	14	21	80
がわききし 川崎市 26,411 6,553 9,265 3,183 1,432 603 693 469 257 322 632	19	14	216	
かわ ちゅうあうしした サリ 中 ・	0			ĺ
	0			
区 田島支所 3,143 239 2,071 254 299 86 8 38 22 8 2	0			
합니か」(幸区 2,948 832 1,007 419 77 135 41 58 20 6 151	0	0	10	192
なかはらく 中原区 3,397 958 958 392 121 35 127 74 23 69 117	3	2	32	486
たかつく 高津区 3,084 774 918 454 117 35 135 52 34 39 77	4	0	20	425
<u>라바로치 (</u> 宮前区 2,514 696 602 328 97 31 125 77 73 41 10	7	4	54	369
多摩区 3,102 1,003 644 412 83 10 151 44 21 88 64	5	1	22	554
事業事 (麻生区 1,425 530 315 105 42 29 63 32 7 31 15	0	3	5	248
横須賀市 4,582 599 1,088 1,126 395 362 398 92 33 33 8	3	0	53	392
平塚市 4,692 482 533 718 1,244 247 59 106 126 19 10	228	198	36	686
かまくらし 鎌倉市 1,182 174 414 79 31 3 152 18 7 63 10	0	2	8	221
ふじきわし 藤沢市 5,573 680 944 312 975 816 197 149 268 92 36	31	24	151	898
おだわらし 小田原市 1,704 285 412 335 277 33 42 43 18 38 3	2	4		
まがさきし 茅ヶ崎市 1,455 248 313 230 141 54 79 35 32 55 6	10			
<u>退</u> 子市 362 40 128 29 5 2 66 7 3 16 1	1	0		
相模原市 9,275 2,144 1,817 1,680 594 295 279 311 164 111 230	249		65	
登記事 181 22 57 46 2 6 21 3 1 1 0 基本の上 0.005 0.04 0.00 447 0.44 50 50 0.04 40 0	0			
秦野市 3,265 604 230 117 944 344 52 50 224 19 3	66		34	
厚木市 4,770 602 482 402 689 882 74 146 408 40 53 大和市 6,133 849 1,056 772 392 1,267 140 251 345 21 70	100 170			

こ(せきべつ 国籍別	ぜんこくせき		かんこく 韓国・												その他
しちょうそんべつ 市町村別	合計	ちゅうご(中国	ちょうせん 朝鮮	フィリピン	ブ [゚] ラシ゚ル	ペル-	ベルモ(米国	91	ベトナム	数国	ኅ ンド	カンポディフ	ラオス	イント ネシア	かこ〈 146ヶ国
りせはらし 伊勢原市	1,392	232	185	150	224	89	25	31	157	51	9	12	5	3	219
えびなし 海老名市	1,860	238	292	132	251	180	50	199	73	44	37	7	35	7	315
ざまし 座間市	2,498	352	396	321	269	163	118	109	94	27	14	8	36	16	575
みなみあしがらし 南足柄市	309	64	68	12	102	11	5	4	1	1	0	1	0	2	38
ぁゃせし 綾瀬市	2,512	125	203	116	844	139	43	459	120	4	9	46	202	27	175
^{はやままち} 葉山町	232	22	45	22	3	1	60	4	0	14	1	0	1	7	52
さむかわまち 寒川町	644	32	64	47	193	79	7	43	47	1	2	0	0	19	110
大磯町	137	19	32	22	4	3	16	11	0	3	0	0	3	1	23
三宮町	197	23	13	36	71	1	11	4	0	2	0	3	1	1	31
なかいまち 中井町	105	3	10	5	45	29	2	1	0	0	0	0	0	0	10
大井町	74	17	11	14	17	5	2	3	1	1	0	0	0	1	2
^{まつだまち} 松田町	59	16	12	6	9	3	1	2	0	0	0	0	0	1	9
山北町	30	7	8	10	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
かいせいまち 開成町	129	40	18	9	51	3	1	2	1	0	0	0	0	1	3
はこねまち 箱根町	150	26	21	13	53	3	7	1	2	3	2	0	2	6	11
^{まなづ碌ち} 真鶴町	54	24	16	9	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
ゅがわらまち 湯河原町	328	32	110	98	6	36	4	3	0	0	0	0	0	4	35
あいかわまち 愛川町	2,191	63	48	95	747	810	7	84	46	3	4	56	14	27	187
きょかわむら 清川村	15	2	0	3	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
しろやままち 城山町	142	24	29	33	18	2	5	2	3	2	5	0	1	0	18
っくいまち 津久井町	344	23	37	24	190	10	11	7	5	2	7	1	5	3	19
^{さがみこまち} 相模湖町	42	4	6	5	7	0	2	7	0	3	0	0	0	0	8
藤野町	79 ねん がつ	7	4 がざい	6	39	5	7	0	0	0	0	0	0	0	11

2003(平成15)年12月31日 現在

がいこくじんとうろくしゃすう すいい たんい にん 外国人登録者数の推移(単位:人)

	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2001年	2002年	2003年
が 県 ごうけい 合計	41,266 (100.0)	41,664 (101.0)	47,279 (114.6)	77,351 (187.4)	104,882 (254.2)	123,179 (298.5)	135,104 (327.4)	141,314 (342.4)	149,012 (361.1)

ない ねん ()内は1975年を100とした時の指数

がいこくじんとうろくしゃ こくせきすう すいい たんい くに 外国人登録者の国籍数の推移(単位:国)

	1975年	1980年	1985年	1990年	1995 年	2000年	2001年	2002年	2003年
th 県 ごうけい 合計	8 5 (100.0)	9 7 (114.1)	1 0 0 (117.6)	1 1 9 (140.0)	1 5 3 (180.0)	1 5 4 (181.2)	1 5 4 (181.2)	1 5 5 (182.4)	1 5 9 (187.1)

ない ねん ()内は1975年を100とした時の指数

がいこくじんとうろくしゃすう じょうい かこく すいい外国人登録者数の上位5カ国の推移

	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2001年	2002年	2003年
1 位	がんこく 韓 国・ ちょうせん 朝 鮮 (29,141)	かんこく 韓 国・ ちょうせん 朝 鮮 (29,611)	かんこく 韓 国・ ちょうせん 朝 鮮 (30,337)	かんこく 韓 国・ ちょうせん 朝 鮮 (33,443)	がんこく 韓 国・ ちょうせん 朝 鮮 (32,960)	がんこく 韓 国・ ちょうせん 朝 鮮 (33,453)	かんこく 韓 国・ ちょうせん 朝 鮮 (34,421)	かんこく 韓 国・ ちょうせん 朝 鮮 (34,490)	ちゅうご〈 中 国 (37,075)
2 位	ちゅうご(中 国 (6,112)	ちゅうご〈 中 国 (5,777)	ちゅうご〈 中 国 (7,230)	ちゅうごく 中 国 (13,806)	ちゅうご(中 国 (20,175)	ちゅうご(中 国 (27,389)	ちゅうご〈 中 国 (31,186)	ちゅうご(中 国 (34,071)	かんこく 韓 国・ ちょうせん 朝 鮮 (34,316)
3 位	べいこく 米 国 (2,609)	べいこく 米 国 (2,375)	べいこく 米 国 (2,943)	ブ ラジ ル (8,143)	ブラジル (14,471)	ブラジル (12,565)	プラジール (13,888)	フィリヒ゜ン (14,670)	フィリヒ [°] ン (16,490)
4 位	えいこく 英 国 (465)	えいこく 英 国 (469)	フィリヒ [°] ン (968)	フィリヒ゜ン (4,040)	フィリヒ゜ン (7,648)	フィリヒ゜ン (12,040)	フィリヒ゜ン (13,608)	プ・ラジ・ル (14,091)	プ・ラシ゛ル (14,203)
5 位	ドイツ (361)	フィリヒ゜ン (368)	えいこく 英 国 (710)	べいこく 米 国 (4,035)	ペルー(6,110)	ペルー(6,920)	ペルー (7,533)	ペルー(7,850)	ペルー(8,218)

ない とうろくしゃすう たんい にん かくねん ()内は登録者数(単位:人)。また、各年のデータは、いずれも12月31日時点のものである。

「外国籍県民フォーラム」の記録

(敬称略)

カリさいせんげん 1 **開催宣言**(コーディネーター 金正 和 第3期外国籍県民かながわ会議委員長)

本日はいつもの外国籍県民かながわ会議とは別に「外国籍県民フォーラム」と題して特別の催しとした。 壇 上にお並びいただいたのは、第 1 期と第 2 期の委員と第 3 期の委員。本日は、これまで 1 期 2 期の提言をもとに実績された実績や、この10月に知事に提言しようとしていることに関して、皆さんとともに意見を交換しながら、よりよい共生に向けて考えることができればと思う。

2 「外国籍県民かながわ会議」の目的・設置の経緯等の説明

(金井信高 元神奈川県渉外部渉外総務室職員)

この動きの背景には1980年代のインドシナ難民の定住や1991年の出入国管理法の改正による日系人や 実務研修生の増加により、地域に新たに定住する外国人が急増し、外国籍住民に対応していなかった はまたい まさくち がっこう くりょ はんせい 自治体の窓口や学校が苦慮した反省がある。県内の外国人登録者数で1975年と2002年を比べると、登録者数で4万人強から14万人強へと300%以上の増加、国の数で85から155へと180%以上の増加となっており、いかに著しい増加があったかがわかる。また、1980年代の指紋押捺廃止運動に代表される在日韓国・朝鮮の方々の粘り強い人権運動という2つの契機のもとで、外国籍住民との共生を目指した地域の大きなうねりの中から外国籍住民会議は生まれた。

納税の義務を負い、同じ住民として、地域のさまざまな問題や課題に直面している仲間でありながら、 ちほうさんせいけん も きかい つう した地域の問題解決に参加できない外国籍住民の、ともに生きる地域社会 地方参政権を持たず議会を通じた地域の問題解決に参加できない外国籍住民の、ともに生きる地域社会 への参画を推進し、外国籍住民自身による問題解決のアプローチの道筋を確保するために会議は設置されている。

神奈川県における会議の設置については、1996年2月の江橋崇法政大学教授を会長とするかながわるははいきくずいしたこんもかいほうこくははいまった。 できまった この ことうほうこく はい こんもかいほうこく はい ていけん こんもかいほうこく はい ていけん こんもかいほうこく はい ていけん こんさいせいさくずいしんこんもかいほうこく はい ていけん こんさいせいさくずいしんこんもかいほうこく はい ていけん しゅうてん 同報告を踏まえて1997年3月に策定された新かなが わ国際政策推進プランとかながわ新総合計画の重点プロジェクトの中で、NGO代表者会議の設置とともに明確に位置付けられた。次に、全国の状況や県内民族団体へのヒアリングを踏まえ、具体的な会話の構成、運営等について、かながわ国際政策推進懇話会の検討を経て1998年2月に提言をいただき、募集 ゆうしきしゃ こうせい うんないとん かながわ国際政策推進懇話会の検討を経て1998年2月に提言をいただき、募集 ゆうしきしゃ こうせい こうせい かながわ国際政策推進懇話会の検討を経て1998年2月に提言をいただき、募集 ゆうしきしゃ こうせい はんこうせい かながわ 国際政策推進懇話会の検討を経て1998年2月に提言をいただき、募集

かながわけん がいこくせきけんみん かいぎ とくちょう 神奈川県の外国籍県民かながわ会議の特 徴は、

- ・要綱で設置されていること
- ・全て公募の委員で構成されていること
- ・選考は行政ではなく有識者による委員会が行うこと
- ・ 県内在 住者のみならず在勤在学者も認めていること
- かいぎうんえい いいん じしゅてきうんえい まか げんそくこうかい おこな・会議運営は委員の自主的運営に任され、原則公開で行われること
- *年間8回開催されること
- ・NGOかながわ国際協 力会議との連携が図られていること
- ・知事には会議運営協力と提言尊重義務があることである。

川崎市のように条例で設置しないと安定性に欠けるのではという指摘があったが、今までの運営状況を見る限りそうした問題は生じていないと思う。また、日本国籍住民と同じテーブルで協議しなけばもないがいます。 また、日本国籍住民と同じテーブルで協議しなけばもないがいます。 また、日本国籍住民と同じテーブルで協議しなけばもないがいます。 また、日本国籍住民と同じテーブルで協議しなけばもないがいます。 こころの表議を同時に設立した効果があったものと考える。 全国の会議を同時に設立した効果があったものと考える。 全国の会議を同時に設立した効果があったものと考える。 全国の会議をの連携を目的に、1999年川崎市、2000年神奈川県、2001年京都市、2003年神奈川県で、各地域の外国籍住民会議が集まり、共通の課題を話し合い、アピールを採択している。

3 第1・2期会議の実績紹介

(1) 第1・2期会議の紹介(ウィルソン ヘザー 第2期会議副委員長)

1期と2期で委員を務めた。1期の会議の雰囲気がよく、自分の思っていることを言えた。今までそういった場所がなく、県の方々が私たちの意見を聞いてくれるのがうれしかった。最初から、いろいるな意見や問題が出て、整理するのは大変だったと思う。県が何をやってくれるのか、自分たちの力で何ができるかということの話題が最初は多かった。たとえば、再入国ビザの問題は、県ではなく国の問題で、どういうことを県にお願いできるかなど、勉強になった。

1期の大きなテーマは、病院、住宅、学校関係において、外国籍県民に多言語の情報がないということであり、解決が急がれ、すまいサポートセンターやMICかながわとして実現していくことになった。学校での多文化教育や国際理解教育についても、よく話し合われ、提言が行なわれた。

2期は1期から継続した話題もあり、参政権のことも話し合われ、東南アジアの難民の支援を続けること、DV(ドメスティック・ヴァイオレンス)も含む相談システムの整備が、提言に盛り込まれた。また、相談システムの整備に向けた提言をまとめる中では、県や市に多言語相談窓口はあるが、窓口の方の態度が悪いという評判も含めて話し合った。ITの時代であることを踏まえた多言語情報を県インターネットホームページ上に掲載することを提言し、現在作成中と聞いている。

私たちも勉強不足の面があったが、行きたいと言えば、県ですぐに手配し、中国や朝鮮の学校や、サーラーという女性のシェルターを訪問し、勉強になった。事務局と委員がともにがんばって、よい
かいぎうんえい ていげん とこげん とこげん 会議運営、提言、提言の実現につながったと思う。

(2) 「かながわ外国人すまいサポートセンター」

(喪安 かながわ外国人すまいサポートセンター理事・第2期会議副委員長)

1期2期を通じて教育文化部会に所属。かながわ外国人すまいサポートセンターは社会生活部会の1期提言のうち、「居住支援システムの整備」として提言されたものである。家を借りることが非常にたいへんであるというインドシナ難民の方からの提案を受けて、会議の中で協議され提言されたものである。

現在、9言語で生活マニュアル、6言語で公営住宅入居マニュアルを作成し、今年はインドシナ3国の言語で作成を予定。年間平均650~700件の相談があり、すまいだけではなくあらゆる相談がくる。わからないことがあれば、かながわがいことがあれば、かながわがいことがあれば、かながわがいことがあれば、かながわがいことがあれば、かながわがいことがあれば、かながわがいことがあれば、かながわがいことがあれば、かながわがいことがあれば、かながわがいことがあれば、かながわがいことがあれば、かながわがいことがあれば、かながわがいことがあれば、かながわがいことがあれば、かながわがいことがあれば、かながわがいことがあれば、かながわがいことがあれば、かながいのでは、できずがいるできがいる。 深なくして聞けない人生相談も含めて、みなさんの役に立っているという喜びも感じるが、反対にそれだけ問題も多いということであり、半世紀以上にわたってまだまだ解決していない問題があるということでもある。

日本の居住のシステムというものをある意味変えていかなければいけないというところまで考えが
ないます。 ではそこまで変えるということではなく、一番問題となっている保証人問題について私たちの手で解決したい。現在は保証会社にお願いすることが多いが、保証会社の審査がとても厳しかったり、なかなかハードルを越えられなかったすることが多いので、かながわ外国人すまいサポートセンターが
独自にやるかどうかはともかく、何かしらの形で保証人問題の解決を目指して取り組もうとしている
ばんじょう 現状である。

(3) 「**MICかながわ」**(松野勝民 MICかながわ副理事長)

本 職は医療機関のソーシャルワーカー。外国人の医療問題は、90年がひとつの大きな節目。当時マスコミやテレビで騒がれたのが外国人の医療費の問題で、大きな社会問題だった。

1期の18番目の提言の医療通訳の具体化として、2001年に県国際課に医療通訳制度検討委員会が設置されたのがはじまり。自分は当初からこの委員会の委員として関わってきたが、とにかくモデル事業的なものをやってみようということになった。オープンでやるわけにはいかないので、いくつか条件を考え、県内 6 病院にしぼって、言語をスペイン語、ポルトガル語、中国語、コリア語、タガログ語の 5 言語にしぼり、2002年からモデル事業として通訳の派遣を始めた。

派遣の仕方であるが、県民サポートセンター 2 階の外国籍県民相談窓口に医療通訳の派遣ブースを設け、9時から16時までコーディネーター 1 名を配置した。医療機関はそこに電話 1 本すれば、通訳が派遣されるようになった。これは、画期的なことで、医療機関としては非常に楽になった。それまで、医療機関に外国人が訪れると言葉が通じなくて困っていた。医療において言葉が通じないというのは、治療にならないし医療にならない。医者の診察場面だけではなく、いろいろな場面で言葉の問題があったはずなのに、なかなか表に出てきていなかった。それまでは個人の通訳にお世話になっていた。そんな中でこのシステムができたことで、電話一本で、いつ何時に何語の通訳をお願いしますということで派遣ができるようになり、病院側のストレスが激減した。患者側の話もよく聞けるようになり、患者側もよく話をしてくれるようになった。

2003年度からかながわボランタリー基金21の助成も得て、医療通訳派遣システム構築事業として再スタートした。2003年10月からタイ語と英語の 2 言語を増やし、登録通訳も当初の39人では足りないということで、県の協力を得て県のたよりで広報し公募したところ250人の応募があった。日本語とがいるくぎも見られている。 はんじゅうじょく しぜんしょるいしん さんじゅうじゅん かあった。日本語とがいるくぎもうほう げんどうりょく しぜんしょるいしん さん あっぱん かあった。 日本語とがいるくぎもうほう げんどうりょく しぜんしょるいしん さん あった になん かった いっとった かいこく ごもうは カの事前書類番音をした上で研修を行い、最終的に39人の通訳を増やし、78人が通訳登録した。この基金の助成は最長 5 年間となっており、それまでにはシステムを構築しなければならない。

外国籍県民かながわ会議の提言がなければMICかながわは実現しなかった。 県内のすべての医療機関の要請に対応できるようになれば一番よいと思うし、外国籍県民が安心して県内すべての医療機関にかかれるのが理るであるが、通訳スタッフの変の問題もあり、そこまで行くのはかなり先のことだと思う。もうひとつの問題は、通訳スタッフの派遣の費用、コーディネーターのブースの問題、そういった予算をどこがどういうふうに確保していったら一番よいのか、検討協議会で県と継続して話し合っている。今のところ、これといった結論が出ていないのが現状だが、結論を出さないわけにはいかないので、早ければ今年度ある程度のメドを立てないといけないと考えている。外国籍県民が病気になったりケガをしたりして医療機関にかかるのは必然であり、生存権、人権に関わる内容でもある。 こうちくちゅう 外国籍県民が安心して医療機関にかかれるようにするためのシステム作りを県と協働で構築中。

ない きかいぎ ていあんそあん しょうかい 4 第3期会議の提案素案の紹介

(1) 第3期会議の紹介(仁井テリー 第3期会議副委員長)

藤沢に在住。1期2期の会議の話を聞いてとても参考になった。外国籍県民かながわ会議を以前からご存知の方は挙手願いたい。半分以上の方が知っていると確認。3期は2002年から始まり、会議はあと数回を残すのみとなり、任期は終わりに近い。県知事への提言はほぼ完成されている。14の国の20人の委員で3期会議は構成されている。いろいろなバックグラウンドを持つ20人が集まると、幅広いさまざまな問題を抱えており、DV、ビザの更新、医療、就 職 学校等個人で考えられないほどたくさんの問題があって、私たちもびっくりすることが多くあった。毎月、あーすプラザで3時間ほどいろいろな課題について研究して議論して提言を作成している。今期も2つの部会に分かれ、それぞれ深く徹底的に課題を勉強して話し合っている。

(2)教育文化部会の提言素案(曹壽隆 第3期会議教育文化部会長)

韓国籍で在日2.5世で在日歴31年。 1期 2期 2期 2 積み重ねてきたことがあったが、 3 期のメンバーは新しく委員になった方も多く、一からそれぞれの抱えている問題について、提言されたがどのくらい実行されているかも含めて、お互いが考えていることをそれぞれ出し合い、その結果、素案では19もの提言が盛り込まれた。多すぎるという指摘もあり、修正している段階。 考え方としては 3 つのポイントで提言。一つが制度の問題。特に教育に関して、この制度をこうしたことで教育環境がよくなるのではないかと考えるところ。もう一つは社会教育で、子供に対する教育だけではなく地域やそこに暮らすで、学校の中でどのように教育していくか、われわれとしてどういうふうに変えてほしいのかというで、学校の中でどのように教育していくか、われわれとしてどういうふうに変えてほしいのかというかんだん。 学校の中でどのように教育していくか、われわれとしてどういうふうに変えてほしいのかというかんだんの提言。

くたいてき ていげん がいこくじんがっこうそつぎょうせい くに だいがくじゅけんしかく みと かいぜん きょういくかんきょう 具体的な提言は、外国人学校卒 業生に国として大学受験資格を認めていないことの改善。教 育環 境 を整える意味で、厳しい外国人学校運営への助成や税制上の優遇といった支援。外国籍県民の進路の では、 む はたら かながわけん がにくせききょういん せっきょくさいよう もと ていげん じどう 撤廃に向けた働きかけ、また、神奈川県には外国籍教員がいないので積極採用を求める提言。児童・ せいと がくしゅうしえん として、日本語の十分でない子供たちに関して、日本語の勉強を補う国際教室設置校 かくだい たんとうきょういん はいち きょうざい せいび にほんごしどうきょうりょくしゃ けんしゅう じゅうじつ しんる かん もんだい の拡大と担当教 員の配置、教 材の整備、日本語指導協 力者への研 修の充 実。進路に関する問題は、 3世になっても不安が残っており、外国籍だから落とされるのではないかとか、次のステップに何をし てよいのか分からない。親も不安定な中で暮らしており、日本社会で受け入れてくれないということば かりが先立ってしまうので、こういう道もあるよと提示できないかということからの進路に関する じょうほうていきょう じゅうじつ しゅうがく かくほ がく はんてい らいにち ねんいない こども 情報提供の充実。まずは就学をしっかり確保することが前提であり、来日3年以内の子供たちには でいけんがいこくじんとくべつぼしゅうわく 在県外国人特別募集枠があるが、その枠を拡大してほしいということ。3年ではなかなかむずかしく、 6~7年くらいまでは枠を広げてほしい。それ以前に就 学していないという状 況が生まれており、 ほごしゃ きょういく じゅうようせい にんしき 保護者に教育の重要性を認識してもらう PR。子供たちが母語を忘れないようにする学習の支援。学校 の公文書で元号を使用するのは分かりにくいので、西暦の併記の検討。子供たちの多文化理解を推進す がっこうきょういく なか こうりゅう そくしん かいぎいいん がっこうきょういくげんば かつよう るために、学校教 育の中での交 流の促進。会議委員の学校教 育現場での活用。あーすフェスタかなが わのようなイベントの各地での開催。提言は重点的な位置づけをすべきであると考えるので、残され かいぎ なか いちばんうった た会議の中で一番訴えたいことをつめていきたい。

(3) 社会生活部会の提言素案 (シム コン モー 第3期会議委員)

マレーシア出身。社会生活の問題は大きく幅が広かった。提言は4つ。まず、外国籍県民のための総合相談窓口の設置についてである。今も、市町村や県民センターに外国籍県民相談窓口はあり、さまざまな言語で対応しているが、利用しづらいという意見がある。かながわ外国人すまいサポートセンターやMICかながわなど各分野の専門機関をネットワークした相談体制を構築したい。県や市町村では外に気ははけんが、2000年の場所では、1000年の場所では、1000年の日本のでは、1000年の日本

次に、情報提供についてであるが、外国人登録時にさまざまな必要な具体的な地域の情報や資料をウェルカムキットとして提供してほしいということである。

4つ目が、地域の中での国際交流の促進についてである。本日のイベントも含めいろいろな国際交流のイベントがあるが、外国籍県民が参加しやすい環境を整備することを求めるものである。いまだにがいて、またがいて、はいかのものである。いまだにがいて、はいかのものである。いまだにがいて、はいかのものである。いまだにがいる。
外国籍県民が自治会に入るのを断られたりする状況があり、そういうことがないように県の指導的なない。
大人ものは、大人ものには、大人ものは、人人ものは、大人ものは、大人ものは、大人ものは、大人ものは、大人ものは、大人ものは、大人ものは、大人ものは、大人ものは、大人ものは、大人ものは、人人ものは、大人ものは、大人ものは、人人ものは、大人ものは、大人ものは、大人ものは、大人ものは、大人ものは、大人も

5 会議の今後の可能性についての意見交換

がいこくせきけんみん 【外国籍県民かながわ会議ができる前はどうだったか?】

- 金正和(第3期外国籍県民かながわ会議委員長)1期2期3期と、こうした形で外国籍県民かながわ会議は進み、設立後6年を経過しようとしている。ここで振り返って、会議ができる前は、外国籍の皆さんはどんな思いで当時はいたのか知りたい。今は会議があるので、みんなで考えたり、一緒に効強したり、環境したり、環境したりできるが、会議がなかった時代、どんな思いでいたか、エピソードなどあれば紹介願いたい。
- モハッマド アンワル(第3期会議副委員長)川崎市民でパキスタン国籍。神奈川県の会議に先立って 川崎市外国人市民代表者会議が設置され、当初から関わってきた。その前となるとずいぶん昔の ことになる。思い出してみると、そうした会議のできる前は、外国人として抱えていた問題を訴える場所がなかったと思う。自分の住んでいる川崎市にも国際交流協会があり、何度か相談に行ったのだが、川崎市に住んでいる別山崎市にも国際交流協会があり、何度か相談に行ったのだが、川崎市に住んでいる別山崎市にも国際交流協会があり、何度か相談に行ったのだが、川崎市に住んでいる別山崎市にもの問題を解決する組織ではなく、海外との交流がメインである印象を受けた。日本で留学生として勉強し、就一職もし、川崎市に住んだが、自分も含めて周りの多くの人たちも指摘するのは、生活する中で一番大きな問題は住宅の問題。住宅を確保するのが一番たいへん。この問題があるということをどこに訴えればよいのか、市や県などどこの部署に行けばよいのか、それが分からないのが大きな問題だった。市や県でこうした外国籍住民で構成された会議ができて、いろいろな問題は解決したが、まだまだ問題は残っている。そのために、総合相談窓口を作りたいという提案がある。いろいろな窓口や組織ができているが、たくさんの外国人がどこに行けばよいのか分からない。そのために、こうした外国人のための110番みたいなものがあると役に立つと思う。
- 志賀 ギゼリンデ (第3期会議委員) 38年前にドイツから来日。 夫 は日本人。日本人と結婚しているので、 ほかの方と少し立場が異なるかもしれない。日本人と結婚していると自然に周りの人からも認められてくるところがあった。しかし、相談できる場所は全然なかった。今は日本語を勉強する学校

はたくさんあるが昔はなく、一人で日本語の勉強をした。来日当初大阪府高槻市に3年間住んだが、当時は外国人は少なく、子供にはドイツ人だと言ってもアメリカ人だと呼ばれていた。しかし、年の上の方は、アメリカ人ではなくドイツ人だと言うとむしろ親切だった。戦争のことが影響していたのかもしれない。

がいこくせきけんみん そうごうそうだんまどくち せっち みちすじ 【外国籍県民のための総合相談窓口の設置の道筋は?】

- 金正 和(第3期外国籍県民かながわ会議委員長)3期委員の中で、外国籍県民のための総合相談窓口の設置に向けて委員も何かできないか話し合っているが、1期2期の先輩たちと違って、3期は新たに集まったメンバーが多く、どのように実現していけばよいのか分からず、会議の中ではこういうものがあったらよいなという夢物語に近い状態で考えられている状況。そのへんを踏まえて、1期や2期の委員が、かながわ外国人すまいサポートセンターやMICかながわを作っていく過程での苦労などについて、3期委員にアドバイス願いたい。実現に向けて委員会を作って、一緒に委員になってサポートいただけるとありがたいのだが。
- 変安 (かながわ外国人すまいサポートセンター理事・第2期会議副委員 長)大変な苦労というのは、NGO、関係団体や行政の人たちを集めて、枠組みを話し合う場所を作ったのがたいへんだった。その場所を作った方が会場におられるので、ぜひ、状況を話していただきたい。
- 水田秀子(元神奈川県国際課職 員) 1 期途中から 2 期途中まで国際課で外国籍会議の提言の実現に向けたお 手伝いを担当。提言というのは夢であるので、具体化には、誰がどういうことをやったらよいかを 分析して取り組む必要がある。どこに誰がいて、その中で手伝ってくれそうな人がいてといった 情 報分析から始めて、具体的に熱意を持ってアプローチをする。すべての関係者が手伝ってくれる気になった方を、なるべく幅広い人たちを、小さな手がかりで よいからたぐりよせて、将 来のシステムを設計するプロジェクトを立ち上げていくことが大事である。

がいこくせきけんみん かいぎ うんえいえんかつか かのうせい 外国籍県民かながわ会議の運営円滑化と可能性は?】

- 金正和(第3期会議委員長) 1期2期委員、県、NGOの方々のご協力をお願いしたい。 1期2期は引き続き委員になっていた方が比較的多かったが、要綱上 2期までしか委員が継続できないため、2期から3期に継続した方が比較的多かったが、要綱上 2期までしか委員が継続できないため、2期から3期に継続した方は少数だった。県の担当も約2年で交代することもあり、引継ぎがうまくいかなかったりした。委員の中でもやる気のあるひともいればない人もいて、県の職員にもやる気のある人もない人もいて、なかなか難しかった。出会いが大事だと思う。どうやったら、もう少しが世代するのか、どうやったらスムーズにことが運ぶのか、ようやく最近もっとこういうふうに要求すればよかったと思うこともある。今後とも4期5期と続くであろうこの会議について、そもそもこの会議はどうあるべきなのか、今後どういうふうに進んでいったらよいのか、どういうふうにやっていったらよいのか、ということをみんなで話し合っていきたい。そのことについて、諸先輩方、学識経験者の方、会場のみなさんからご意見をいただきたい。
- フロア参加外国籍県民 何回集まっても、何人で集まっても、単なるおしゃべりでは結果が出ない。弁護士、 専門家などの意見も参考に、問題の根本をきちんと調査して話し合ったほうがよいと思う。何かを作

ろう、解決しようという努力は評価する。

- シム コン モー (第3期会議委員) 知事への提言の全部が実現できるものではない。委員となり、さまざまな人と知り合い、話し合い、自分たちが取り組めば、かながわ外国人すまいサポートセンターやMIC かながわなど、いろいろなことが実現できることが分かった。県だけに任せても実現できない。県のサポートがあって、委員がいろいろな人をまきこんで実現していくということであり、単に集まって話して終わるということではなく、これから、自分たちの問題である問題の解決に向けて、一歩前に踏み出したい。がんばればひとつでも解決してよくなる。会場のみなさんもお手伝いいただきたい。
- 潘民生(第2期会議委員長)56年日本に在住。中華学校に勤務。結核予防のツベルクリン予防接種が義務ではなくなったが、各種学校扱いの外国人学校にはなんの通知も来ない。学校として認めないのは日本の法律で仕方がないとしても、外国人も人間であることを認めてほしい。外国人自身が差別されていることに気がついていない。日本人にも外国籍県民にも発信できる所として、この会議は重要で、ぜひ継続願いたい。
- モハッマド アンワル(第3期会議副委員長)住宅、教育、情報などの外国籍住民の抱える問題は日本全国 どこでも同じ。それらの問題の多くは、県でも市町村でも解決できない。国レベルでないと解決できない問題が多い。国に対して直接提言できないので、市長や県知事を通じて国に働きかけていくルートの確保ということが会議の目的の一つ。また、本日のイベントやマスコミを通じて会議で話し合っている内容を問題提起して、日本人に伝えていくという社会教育の面でもこの会議の意義がある。県レベル・市レベルで解決できることの違いを気にせず、できることをやり、できないことをルートを通じて国に働きかける。代表制の問題であるが、委員は選挙で選ばれているわけではなく、外国籍住民を代表しているとは言えないかもしれないが、学識経験者で構成された選考 委員会で選考されている。われわれは、与えられたチャンスの中でベストをつくすのみ。3期の ではなく、外国籍住民のほとんどの問題のネックにあるのは日本人の心のの底に潜む 差別意識であり、外国籍住民のほとんどの問題のネックにあるのは日本人の心ののの底に潜む 差別意識であり、外国籍住民のほとんどの問題のネックにあるのは日本人の心ののの底に潜む 差別意識であり、外国籍住民のほとんどの問題のネックにあるのは日本人の心ののの底に潜む を得くこれは、市議会や県議会に代表を送ることが可能となり、場合によっては、こうした会議の必要性がなくなるかもしれない。
- 安亨均(在日本大韓民国民団神奈川県地方本部事務局長)エスニックマイノリティが力をつけるということと、会議の可能性について考えてみた。韓国民団は日本社会の中でそういった意味では力を持っており、行政差別撤廃運動を展開し、要望を行い、いわゆる圧力を加えながら、国民年金加入、公営住宅入居、高齢者・障害者福祉、最近では地方参政権に取り組んできた。そうした運動は成果を上げてきた。それは力があったからということも言えるが、日本社会が変わらざるを得なかったという場合もある。しかし、そうした運動を進めてきた人たちは、民団を一歩離れれば、日本名

3期の提言素案を見させていただいたが、当然すべて実現されていなければいけない提言ばかりだが、制度の壁もあるが、非常に大事で細かい部分が進んでいない。進まない原因は何かというと、苦言ではないが、まじめに話し合っていることには敬意を表するが、それが実際実現されているかということで考えると説得力が小さい。説得力は行動だと思う。行政も含めて委員がもう一歩行動に出る、システム構築に向けた取り組みも大事だが、まずその前に勇気を持ってもらいたい。3期委員にはそういうやり方が分からないのではという印象を感じた。民団も会議に期待しているし、会議を内容とともに高めていくために協力を惜しまない。1期2期3期のつながり、それ以外でも実践で、を持っている方、学識者、経験者と日常交流をしながら、構想実現方法を話し合い、次の段階に進んでいただきたい。

- 金正和 (第3期会議委員長) 3期委員と1期2期の先輩たちとのつながりがあまりなかったことから、今日この場を借りて、つながりのある体制づくり、サポート体制、経験者の会、OB会と言うか、集まりを提案したい。経験した委員が任期終了でさよならということではさびしい。ある意味財産であり、積極的な委員とやる気のある職員、会場に集まられたような方々で構成された会を組織し、みんなで考え、みんなで行動したい。この提案についていかがか?(拍手了 承)本日は開催してよかったと思う。
- 山脇啓造 (明治大学商 学部教 授)第3期会議の提言素案の内容はすばらしい。しかし、多文化共生を進める時に重要な地域づくりやまちづくりの視点が、弱いのではないかと感じた。神奈川県内でもっと地域レベルで多文化共生を推進するために、多文化共生モデル地区の指定や市町村レベルでの外国人会議の設置の促進などを盛り込んではどうか? また、国への提言となる部分が細切れになっていると感じる。経団連や小泉内閣の規制改革・民間開放会議でも外国人受け入れ問題を取り上げ、社会的な関心が高まりつつあり、国の外国人政策の見直しの動きがある。長年の外国人施策の蓄積を持つ神奈川県や川崎市はいろいろなノウハウも持っているので、外国人当事者としてどんなことを訴えたいのか、国に対してより包括的な提言をまとめてほしい。
- やんぷくじゅう だい きかいぎいいん 深温 周(第3期会議委員)ニューカマーの韓国人。外国籍県民のための総合相談窓口設置を実現したい。 非うしょうよう だい きかいぎきょういくぶんかぶかいふくぶかいちょう ちゅうごくしゅっしん まめたら いいりん まま けいけん すく おいしょなに 楊筱 蓉(第3期会議教 育文化部会副部会長)中国出身。3期は新しい委員が多く、経験が少なく、最初何 せんばい ちょうしょけん をするにも時間がかかった。先輩たちの助言があればありがたかった。経験者の会ができることで、 われわれが直面したような苦労は小さくなると思う。
- チュン ティ トゥイ チャン (第2期会議委員)難民として12歳で日本に入国。外国人はいろいろな事情で日本に来ており、いろいろな問題に直面しているが一生懸命がんばっている。一人の人間として、友達として付き合っていただくのが私たちの願い。

エリザベス やえこ 嵩原 アギラル (第3期会議委員) ぜひ会議を傍 聴にきてほしい。日本在住13年。 日系3世。いろいろな経験をしている委員が意見を出せる場として会議を評価。県が会議を今後とも継続することを希望。

【まとめ】

きむじょんふぁ だい きかいぎいいんちょう 金正和(第3期会議委員長)

本日の意見を大きくまとめると次の4点かと思う。

- 1 外国籍県民かながわ会議は大きな可能性を持っているということが皆さんの議論で明確になった。
- 1 課題は提言の具体化。提言を作ったところで、紙に書いた何とかではなく、具体的に何かを作り上げることが重要であるということ。
- 1 意欲のある人を募って仲間を増やし、戦略的に取り組むべき。やる気の人が集まらないと何はは はじまらないので、会場の方々もともに経験者の会という形でやっていきたい。ぜひ協力願いたい。
- 1 外国籍県民のための総合相談窓口の設置の提言実現をまず目指すということ。人と人は対話であり、1期のすまいのサポートであったり、医療通訳であったり、制度を変えるというより、人と人とのつながりを重視して、3期委員が力を合わせて実現していきたい。

本日は長時間にわたりご臨席いただきまことにありがとうございました。今後ともよろしくお願い申 し上げます。

がいこくせきけんみん 外国 籍県 民フォーラムは、2004年 5 月 15、16日に地 球市民かながわプラザで開 催された 「あーすフェスタかながわ2004」の企画の一つとして、外国 籍県 民かながわ会議の第 1 期、 だい き まょ だい き いいん ゆうし かいさい 第 2 期及び第 3 期の委員などの有志により開 催されたものです。

かい ぎ せっ ち ようこう

外国籍県民かながわ会議設置要綱

せっち もくてき

(設置目的)

だい じょう がいこくせきけんみん けんせいさんか すいしん がいこくせきけんみん みずか かん しょもんだい けんとう

第1条 外国籍県民の県政参加を推進し、外国籍県民が自らに関する諸問題を検討する
は かくほ は かくに さんかく すす もくてき

場を確保するとともに、ともに生きる地域社会づくりへの参画を進めることを目的と
がいこくせきけんみん かいぎ い か がいこくせきけんみんかいぎ せっち

して、外国籍県民かながわ会議(以下「外国籍県民会議」という。)を設置する。

しょしょうじむ

(所掌事務)

げん たいしょう

だい じょう がいこくせきけんみんかいぎ がいこくせきけんみん たちば つぎ かか じ こう きょう

言の対象としない。

がいこくせきけんみん かか し さく かん

(1) 外国籍県民に係る施策に関すること。

がいこくせきけんみん し てん い ち いき かん

(2) 外国籍県民の視点を生かした地域づくりに関すること。

た ぜんじょう もくてき たっせい ひつよう みとめ じ こう

(3) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項。

こうせいとう

(構成等)

だい じょう がいこくせきけんみんかいぎ つぎ がいとう もの なか ち じ い しょく い いん

第3条 外国籍県民会議は、次のいずれにも該当する者の中から、知事が委嘱する委員 にんいはい こうせい

20人以内で構成する。

ねんれいまん さいいじょう もの

(1) 年齢満18歳以上である者。

がいこくじんとうろくほう しょうわ ねんほうりつだい ごう き てい がいこくじんとうろく

者を含むものとする。

にんきちゅう か な がわけんないざいじゅうまた ざいきんも ざいがく み こ もの

(3) 任期中の神奈川県内在住又は在勤若しくは在学が見込まれている者。

い いん にんき ねん ほ けつ い いん にんき ぜんにんしゃ ざいにんき かん

2 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

い いん き かぎ さいにん

3 委員は、1期に限り再任されることができる。

い いん こうぼ せんにん ほうほう べつ さだ

4 委員は、公募により選任することとし、その方法は別に定める。

いいんちょうおよ ふくいいんちょう

(委員長及び副委員長)

だい じょう がいこくせきけんみんかいぎ いいんちょうおよ ふくいいんちょう お い いん ご せん さだ

第4条 外国籍県民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

いいんちょう がいこくせきけんみんかいぎ だいひょう かいむ そうり

2 委員長は、外国籍県民会議を代表し、会務を総理する。

ふくいいんちょう いいんちょう ほさ いいんちょう じこ また いいんちょう か

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき しょくむ だいり

は、その職務を代理する。

うんえいとう

(運営等)

だい じょう がいこくせきけんみんかいぎ いいんちょう しょうしゅう

第5条 外国籍県民会議は、委員長が招集する。

がいこくせきけんみんかいぎ い いん じ しゅてき うんえい おこ

2 外国籍県民会議は、委員の自主的な運営により、行われるものとする。

がいこくせきけんみんかいぎ げんそく こうかい がいこくせきけんみんかいぎ けってい

- 3 外国籍県民会議は、原則として公開とする。ただし、外国籍県民会議の決定により かいぎ ぜんぶ また いちぶ ひ こうかい
 - 、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

いいんちょう ねんかん にんきちゅう きょうぎ ち じ ほうこくおよ ていげん おこな

4 委員長は、2年間の任期中の協議をまとめて、知事に報告及び提言を行う。

い いん せきむ

(委員の責務)

だい じょう い いん か な がわけんない ざいじゅうまた ざいきんも ざいがく がいこくせきけんみん

第6条 委員は、神奈川県内に在住又は在勤若しくは在学するすべての外国籍県民のた

めに職務を遂行する。

い いん とくてい くに みんぞく り えき だいひょう

- 2 委員は、特定の国や民族の利益を代表するものではない。
 - い いん しょくむじょうし え ひ みつ も しょく しりぞ あと どうよう
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とす る。

すいしんたいせい

(推進体制)

だい じょう ち じ だい じょうだい こう き てい ほうこくおよ ていげん う こうひょう

第7条 知事は、第5条第4項の規定による報告及び提言を受けたときは、これを公表

する。

ち じ およ た しっこうき かん がいこくせきけんみんかいぎ うんえい かん きょうりょく つと

2 知事及びその他の執行機関は、外国籍県民会議の運営に関し協力するよう努めると がいこくせきけんみんかいぎ ほうこくおよ ていげん かぎ そんちょう

ともに、外国籍県民会議の報告及び提言をできる限り尊重する。

がいこくせきけんみんかいぎ きょうぎ ひつよう みと かんけいしゃ しりょう ていしゅつ

3 外国籍県民会議は、その協議のために必要と認めるときは、関係者に資料の提出を もと また かんけいしゃ しゅっせき もと せつめいも いけん き ち じ およ 求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。知事及 た しっこうき かん か のう かぎ がいこくせきけんみんかいぎ ようせい たいまう びその他の執行機関は可能な限り、外国籍県民会議の要請に対応するものとする。

ち じ およ た しっこうき かん がいこくせきけんみんかいぎ うんえいなら ほうこくおよ ていげん し 4 知事及びその他の執行機関は、外国籍県民会議の運営並びにその報告及び提言の施 きくか しちょうそん きょうりょく もと れんけい つと

策化について、市町村に協力を求め、その連携に努めるものとする。

しょむ

(庶務)

だい じょう がいこくせきけんみんかいぎ しょむ けんみんぶ こくさいか しょり

第8条 外国籍県民会議の庶務は、県民部国際課において処理する。

ほ そく

(補則)

だい じょう ょうこう さだ がいこくせきけんみんかいぎ うんえい ひつょう じ こう ベラ 第 9 条 この要綱に定めるもののほか、外国籍県民会議の運営について必要な事項は別 さだ に定める。

ふ そく

附 則

ようこうへいせいねん がつついたちし こうこの要綱は、平成10年4月1日から施行する。

ふ そく

附 則

ようこう へいせい ねん がつついたち し こう この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

かい ぎ うんえいようりょう

外国籍県民かながわ会議運営要領

しゅし

(趣旨)

だい じょう

ようりょう がいこくせきけんみん かいぎ せっち ようこうだい じょう き てい もと がいこくせき

第1条 この要領は、外国籍県民かながわ会議設置要綱第9条の規定に基づき、外国籍 かいぎ い か がいこくせきけんみんかいぎ うんえい ひつよう じ こう 県民かながわ会議(以下「外国籍県民会議」という。)の運営について必要な事項を

定める。

かいさいとう

(開催等)

だい じょう がいこくせきけんみんかいぎ かいさいかいすう ねん かいていど

第2条 外国籍県民会議の開催回数は、1年に8回程度とする。

がいこくせきけんみんかいぎ かいかい へいかい きゅうけいとう いいんちょう せんげん

2 外国籍県民会議の開会、閉会、休憩等は、委員長が宣言する。

し ようげんご

(使用言語)

だい じょう がいこくせきけんみんかいぎ に ほんご もち い いん つうやく ひとり どうこう

第3条 外国籍県民会議は日本語を用いる。ただし、委員は通訳1人を同行することが できる。

ぼうちょう

(傍聴)

だい じょう がいこくせきけんみんかいぎ ぼうちょう もの がいこくせきけんみんかいぎ とうじつ じゅうしょおよ し

第4条 外国籍県民会議を傍聴しようとする者は、外国籍県民会議当日に、住所及び氏 めい ぼうちょうしゃめいぼ きにゅう

名を傍聴者名簿に記入するものとする。

ぼうちょうにん がいこくせきけんみんかいぎ ぼうがい

いいんちょう せいし

2 傍聴人が外国籍県民会議を妨害するときは、委員長はこれを制止し、その指示に従

わないときは、これを退場させることができる。

ぶ かい

(部会)

だい じょう がいこくせきけんみんかいぎ ぷ かい お

第5条 外国籍県民会議には、部会を置くことができる。

ぶ かい いいんちょう がいこくせきけんみんかいぎ はか せっち

2 部会は、委員長が外国籍県民会議に諮って設置する。

ぶかいちょう とうがいぶ かい ぞく い いん ご せん さだ ぶ かい じ む とうかつ

3 部会長は、当該部会に属する委員の互選により定め、その部会の事務を統括し、部 かい しんぎ けいか およ けっか いいんちょう ほうこく

会の審議経過及び結果を委員長に報告する。

けんない とう れんけい

(県内NGO等との連携)

だい じょう がいこくせきけんみんかいぎ うんえい ひつよう おう いっぱん けんみんおよ い いんい がい

第6条 外国籍県民会議の運営にあたっては、必要に応じて一般の県民及び委員以外の

がいこくせきけんみん さんか こうちょうかい かいさい はばひろ い けん しゅうやく つと

外国籍県民が参加する公聴会を開催して、幅広い意見の集約に努める。

がいこくせきけんみんかいぎ うんえい べつ さだ

こくさいきょうりょくかいぎ

2 外国籍県民会議の運営にあたっては、別に定めるNGOかながわ国際協力会議、か こくさいせいさくすいしんこんわかいとう きょうりょく れんけい はか

ながわ国際政策推進懇話会等との協力・連携を図る。

かいしょく もうしで

(解嘱の申出)

だい じょう いいんちょう い いん つぎ かくごう

がいとう

ちじ いいん かいしょく

第7条 委員長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、知事に委員の解嘱を もう で

申し出ることができる。

じ こ つ ごう じしょく い し ひょうめい

(1) 自己の都合により辞職の意思を表明したとき。

しんしん こしょう た じ ゆう しょくむ すいこう た み

(2) 心身の故障その他の事由により職務の遂行に堪えないと認められるとき。

てんきょ てんきんとう がいこくせきけんみん かいぎ せっち ようこうだい じょうだい こうだい ごう よう

(3) 転居、転勤等により、外国籍県民かながわ会議設置要綱第3条第1項第2号の要

件に該当しなくなったとき。

しょくむじょう ぎ む い はん

(4) 職務上の義務違反があるとき。

ほじゅう もうしで

(補充の申出)

だい じょう い いん けついん しょう ばあい いいんちょう がいこくせきけんみんかいぎ はか ほじゅう ち じ 笠 O ター 天皇 II 万 皇 が H 「「た」目 ヘー 天皇 II H J 同 笠 II ロ ヘ 詳 II か っ マーフ の 建立 た かっぽ

第8条 委員に欠員が生じた場合、委員長は外国籍県民会議に諮って、その補充を知事 ಕう で

に申し出ることができる。

い にん

(委任)

だい じょう ようりょう さだ

ひつよう じ こう いいんちょう がいこくせきけんみんかいぎ はか

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が外国籍県民会議に諮って

定める。

ふ そく

附 則

ようりょう へいせい ねん がつ にち しこう

1 この要領は、平成10年11月21日から施行する。

へいせい ねんど がいこくせきけんみんかいぎ かいさい だい じょうだい こうちゅう かいていど

2 平成10年度の外国籍県民会議の開催については、第2条第1項中「8回程度」と かいていと

あるのは、「4回程度」とする。

8 委員名簿

	氏 名	ざいじゅう ざいきん ち 在 住・在 勤地	世別	こくせき 国 籍	びこう 備 考
	^{かゎせ} 川瀬 スージー 良美	きょかわむらざいじゅう 清川村在住	女性	ブ ラ ジ ル	
	^{きむ じょんふぁ} 金 正 和	ょこはましざいじゅう 横浜市在 住	男性	かんこく ちょうせん 韓国・朝鮮	いいんちょう 委員 長
^{しゃ} 社	さわい 切っ 沢井 律	ゃまとしざいじゅう 大和市在 住	男性	カンボジア	
かい 会	シム コン モー	ふじさわしざいじゅう 藤沢市在 住	男性	マレーシア	2003.5~
生生	トン ティ キム ジャオ	ょこはましざいじゅう 横浜市在 住	女性	ベトナム	
がつ活	仁井 テリー	ふじさわしざいじゅう 藤沢市在 住	女性	べいこく 国	ふくいいんちょう 副委員 長
部	モハッマド アンワル	かわさきしざいじゅう 川崎市在 住	男性	パキスタン	ふくいいんちょう 副委員 長
かい会	ゃん ふくしゅう 梁 福 周	さがみはらしざいじゅう 相模原市在 住	男性	かんこく ちょうせん 韓国・朝鮮	
	リチャード ブレイ	ょこはましざいじゅう 横浜市在 住	男性	えいこく 英 国	
	りゅう ぎょくきん 劉 玉 鈞	ょこはましざいじゅう 横浜市在 住	男性	ちゅうごく 国	^{ぶかいちょう} 部会 長
	^{あらい} 荒井 アオイ	さがみはらしざいじゅう 相模原市在 住	女性	タ イ	ふくぶかいちょう 副部会 長
	アンナ ハチエ サトウ デ モラエス エ シルバ	あじさわしざいじゅう 藤沢市在 住	女性	ブ ラ ジ ル	
きょう 教	^{たけはら} エリザベス やえこ 嵩 原 アギラル	ょこはましざいじゅう 横浜市在 住	女性	ペルー	
育	^{∪ が} 志賀 ギゼリンデ	かまくらしざいじゅう 鎌倉市在 住	女性	ドイツ	
ぶん 文	ジャファルザデ エスファハニ エラヘ	ぁゃせしざいじゅう 綾瀬市在 住	女性	イ ラ ン	
化	ちゃん じょんいる 張 正 一	ょこはましざいじゅう 横浜市在 住	だんせい 男性	かんこく ちょうせん 韓国・朝鮮	
部	まょう すゆん 書 壽隆	かわさきしざいじゅう 川崎市在 住	男性	かんこく ちょうせん 韓国・朝鮮	ぶかいちょう 部会 長
かい 会	ちょう りんけん 趙 琳 娟	ょこはましざいじゅう 横浜市在 住	女性	ちゅうごく中 国	
	^{ょう しょうよう} 楊 筱 蓉	ょこはましざいじゅう 横浜市在 住	女性	ちゅうごく 中 国	ふくぶかいちょう 副部会 長
	^{りん} はいふ 林 海福	はだのしざいじゅう 秦野市在 住	女性	ちゅうごく 田	

 辞任
 シュレスタ ラム クリシュナ
 tatil tat

にほんこくせき しゅとく なんみん きゅうこくせき きさい 日本国籍を取得した難民は旧国籍を記載

がいこくせきけんみん かいぎ だい き さいしゅうほうこく 外国 籍県 民かながわ会議(第3期)最 終報 告

心から愛せる神奈川をめざして

2004(平成16)年10月

がいこくせきけんみん かいぎ じむきょく かながわけんけんみんぶ こくさいか ~ 外国 籍県 民かながわ会議事務局:神奈川県県 民部国 際課 ~ 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大 通 1 電 話:045-210-3748

FAX: 045-212-2753

E-mail: kokusai@pref.kanagawa.jp

http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kokusai/seisaku/seisaku.htm